

599

172



0015538000

3

0015538-000

599-172

手形の書き方と見方


宮崎直二・著

実業之日本社

昭和5

ACF

この著作物は、著作権者不明のため、著作権法
第67条の規定に基づき、平成12年5月15
付けで文化庁長官の裁定を受け使用するもので



手形の書き方と見方



辯護士宮崎直二著



序

英國などでは少し大きい取引になると、殆ど手形で取引され、現金で取引される様なことは稀である。その爲め通貨の節約されることは實に莫大である。日本でも手形は日一日とその利用の範囲が擴大されて来て、今日ではあらゆる方面に利用されつゝある。その反面には、手形の便利な點が却て悪用されて、寧ろ或る種の弊害さへも生じて來てゐる様な有様である。

手形が何故そんなに偉大な效能を發揮するかといふと、その形式が如何にも單純で、その讓渡が至極簡便で、而もその權利が甚だ強大な爲めだと思ふ。その權利の強大さは、名刀の切味にも譬へやうか。然し手形は一見反古にも等しく見える程の單純さとは正反對に、非常に複雑な法理を藏してゐるから、手形に對する知識が乏しいと、手形の需要が増せば増す程、それに伴う危険も大きいのである。

一字一句の書き誤りも、その影響する處は深刻で、直ちに手形の效力問題に影響して來る、即ち權利の存否に係して來るのである。例へば爲替手形の支拂地を、『東京市』と書く可きを『東

「京府」と書き、單に『市』を『府』と書き違へただけでその手形は無効となり、折角受取つた手形も一片の反古に歸してしまふのである。

故に手形を取扱ふほどの者は、少くとも手形の組立や、手形の形式上のことや、手形關係人の權利義務の状態や、手形に對する眼の着け處位は心得て置かぬと、不測の損害を蒙るのである。

私が平生取扱ふ手形だけの範圍でも、かなり多くの無効の手形を發見する。こんなにまで間違ひ得るものかと驚くほど間違ひが多いのである。手形を授受する者が手形に對する知識の乏しい爲めに如何に多くの損害を受けつつあるかは、私が今更こと新らしく申すまでもない。數へ切れぬほど在る手形の裁判例が明瞭に之を語つてゐる。

こんなにかんじなかなめな手形の知識が、何故一般に閑却されてゐるかは甚だ疑問であるが、主として手形の知識を一般に普及すべき適當な書物が無いからだと思ふ。専門の法律書は如何に之を通俗に書き直さうとも、その編述の順序そのものが、既に到底一般の人に了解し難いのである。又數ある手形の通俗書が、多くは専門法律書を單に平易な文章に書き直しただけで、これ亦一般の人の要求する處を與へてゐない。

私は平生手形の實物を中心として、簡明直截なる説明を加へ手形を授受する人の座右の必備書

を提供したいと考へてゐたが、本書は私の斯様な考へから生れたもので、一般の人に必要のない難しい手形理論は全然これを省略し、手形の組織の概要と、手形關係人の權利義務の有様及その手續と、手形のあらゆる場合の書き方の解説と、實際に流通してゐる様々な手形に對する眼の着け處とを解説して手頃な小冊子となし、手形を取扱ふ人の必携書たらんことを期した。苟くも手形を手にするほどの人が本書一冊を必ず座右に備へられる様になるならば私の光榮とする處である。

著者しるす

目次

第一編 手形概念

手形の組立

| | | |
|---|-------|----|
| 一 | 爲替手形 | 二 |
| 二 | 約束手形 | 一五 |
| 三 | 小切手 | 一七 |
| | 手形の態様 | |
| 四 | 指圖式手形 | 二四 |

五 記名式手形 二五

六 指圖性ある手形 二五

七 指圖性なき手形 二六

八 無記名式手形 二六

九 記名持参人拂式手形 二七

一〇 定日拂手形 二八

一一 日附後定期拂手形 二九

一二 一覽拂手形 二九

一三 一覽後定期拂手形 三〇

一四 先日附手形 三一

一五 偽造手形 三一

一六 變造手形 三二

一七 戻手形 三七

一八 線引小切手 三八

一九 荷爲替手形 三九

二〇 融通手形 四一

二一 延期手形 四二

二二 國內手形 四三

二三 國際手形 四三

二四 白地手形 四四

二五 割引手形 四五

第二編 手形關係者の權利義務

手形所持人の權利

一 手形金支拂請求權 四七

二 擔保の請求權 四九

三 償還請求權 五三

四 利得償還請求権……………五九

手形關係者の責任

五 爲替手形の振出人……………六五

六 約束手形の振出人……………六六

七 小切手の振出人……………六九

八 受取人……………七〇

九 支拂人……………七一

一〇 支拂擔當者……………七一

一一 豫備支拂人……………七二

一二 引受人……………七二

一三 参加引受人……………七三

一四 参加支拂人……………七四

一五 裏書人……………七五

一六 被裏書人……………七六

一七 手形保證人……………七六

一八 小切手の支拂保證人……………八〇

手形債務者の支拂拒絶權

一九 何人に對しても主張し得る拒絶理由……………八二

二〇 直接の當事者間だけに對抗し得る拒絶理由……………九〇

第三編 手形の書き方

爲替手形の雛形及びその解明

一 表面の説明……………九八

二 裏面の説明……………一〇三

約束手形の雛形及びその解明

三 表面の説明 一三八
 四 裏面の説明 一三三

小切手の雛形及びその解明

五 表面の説明 一三五
 六 裏面の説明 一三八

各種手形の書き方

七 無記名式手形の書き方 一四〇
 八 記名持参人拂式手形の書き方 一四一
 九 日附後定期拂手形の書き方 一四二
 一〇 一覽拂手形の書き方 (其の一) 一四三

一一 一覽拂手形の書き方 (其の二) 一四四
 一二 一覽後定期拂手形の書き方 一四五
 一三 支拂地の書き方 (其の一) 一四六
 一四 支拂地の書き方 (其の二) 一四七
 一五 豫備支拂人の書き方 (振出人が書く場合) 一四八
 一六 豫備支拂人の書き方 (裏書人が書く場合) 一四九
 一七 支拂擔當者の書き方 (振出人が書く場合) 一五〇
 一八 支拂擔當者の書き方 (支拂人が書く場合) 一五一
 一九 支拂場所の書き方 (振出人が書く場合) 一五二
 二〇 支拂場所の書き方 (支拂人が書く場合) 一五三
 二一 裏書禁止の書き方 (振出人が書く場合) 一五四
 二二 裏書禁止の書き方 (裏書人書く場合) 一五五
 二三 呈示期間の書き方 (一覽後定期拂爲替手形の場合) 一五六
 二四 呈示期間の書き方 (一覽後定期拂約束手形の場合) 一五七

二五 呈示期間の書き方 (一覽拂手形の場合) 一五六

二六 引受の爲めの呈示をなすべき旨の書き方 一五九

二七 支拂拒絶證書作成免除の書き方 (振出人が書く場合) 一六〇

二八 支拂拒絶證書作成免除の書き方 (裏書人が書く場合) 一六一

二九 記名式譲渡裏書の書き方 一六二

三〇 無記名式譲渡裏書 (白地裏書とも言ふ)書き方 一六三

三一 取立委任裏書の書き方 一六四

三二 無擔保裏書の書き方 一六五

三三 期限後の裏書の書き方 一六六

三四 戻裏書の書き方 (爲替手形の振出人が被裏書人となる場合) 一六八

三五 戻裏書の書き方 (約束手形の振出人が被裏書人となる場合) 一七〇

三六 戻裏書の書き方 (引受人が被裏書人となる場合) 一七二

三七 戻裏書の書き方 (保證人が被裏書人となる場合) 一七四

三八 戻裏書の書き方 (裏書人が被裏書人となる場合) 一七六

三九 裏書連続の圖 (其の一) 一七九

四〇 裏書連続の圖 (其の二) 一七八

四一 裏書連続の圖 (其の三) 一七九

四二 裏書の連続を缺いた圖 (其の一) 一八〇

四三 裏書の連続を缺いた圖 (其の二) 一八一

四四 全部引受の書き方 一八二

四五 一部引受の書き方 一八三

四六 参加引受の書き方 (振出人に對する場合) 一八四

四七 参加引受の書き方 (裏書人に對する場合) 一八五

四八 手形保證の書き方 (引受人に對する場合) 一八六

四九 手形保證の書き方 (振出人に對する場合) 一八七

五〇 手形保證の書き方 (裏書人に對する場合) 一八八

五一 手形金受領の書き方 (全部受領の場合) 一八九

五二 手形金受領の書き方 (一部受領の場合) 一九〇

五三 戻手形の書き方……………一九一

五四 線引小切手の書き方（一般線引）……………一九三

五五 線引小切手の書き方（特別線引）……………一九四

五六 小切手の支拂拒絶證明の書き方……………一九五

五七 償還請求通知書の書き方（所持人より裏書人に對して發するもの）……………一九六

五八 償還請求通知書の書き方（裏書人が其の前者に對して發するもの）……………一九七

五九 償還計算書の書き方（所持人が前者たる裏書人に請求する場合）……………一九八

六〇 償還計算書の書き方（償還した裏書人がその前者に請求する場合）……………一九九

六一 引受拒絶の場合の擔保請求書の書き方（所持人より裏書人に對する場合）……………二〇〇

六二 引受拒絶の場合の擔保請求書の書き方（裏書人より振出人に對する場合）……………二〇一

六三 破産宣告の場合の擔保請求書の書き方（所持人より裏書人に對する場合）……………二〇三

各種手形記載事項比較表

六四 必要文句の比較……………二〇三

六五 任意文句の比較……………二〇四

第四編 手形の見方

一 會社の代表者の署名なく振出した手形……………二〇一

二 取締役の代理人として振出した手形……………二〇二

三 主任名義で振出した手形……………二〇三

四 會社の代表資格を書かず振出した手形（其の一）……………二〇四

五 會社の代表資格を書かず振出した手形（其の二）……………二〇五

六 代理人が自分を受取人とした手形……………二〇六

七 営業部長名義で振出した手形……………二〇七

八 振出地を『東京府』と書いた手形……………二〇八

九 振出地の記載を誤まり二名の振出人の肩書地の違つた手形……………二〇九

一〇 振出地の記載を誤まり振出人の肩書地のある手形……………二一〇

一一 振出地を書かぬ手形……………二一一

- 一二 振出地を書かず振出人の肩書地のある手形……………三三
- 一三 振出地を『信州輕井澤』と書き振出人の肩書地のある手形……………三三
- 一四 振出地を『自宅』と書いた手形……………三四
- 一五 振出地を『淺草區新猿屋町二番地に於て此の手形を振出候』と書いた手形……………三五
- 一六 振出地を書かず三人の振出人の肩書地の大字名が違ふ手形……………三六
- 一七 振出人の肩書地を單に『入間村大字水野』と書いた手形……………三七
- 一八 支拂地を『東京府』と書いた手形……………三八
- 一九 支拂地を東京府と書き支拂人の肩書地のある手形……………三九
- 二〇 支拂地を書かぬ手形……………四〇
- 二一 支拂地を書かず支拂人の肩書地のある手形……………四一
- 二二 支拂地を書かず二名の支拂人の肩書地の違つた手形……………四二
- 二三 支拂場所を銀行名だけ書いた手形……………四三
- 二四 振出地外の支拂場所を書いた手形……………四四
- 二五 支拂場所を『自宅』と書いた手形……………四五

- 二六 支拂地外の支拂場所を書いた手形……………四六
- 二七 支拂人を書かぬ手形……………四七
- 二八 『支拂人兼引受人』と書いた手形……………四八
- 二九 支拂人として會社名だけを書いた手形……………四九
- 三〇 支拂人は商號だけを書き引受人は氏名を書いた手形……………五〇
- 三一 支拂地を書かぬ小切手……………五一
- 三二 支拂人を『東京銀行本所支店』と書き支拂人の肩書地を書かぬ小切手……………五二
- 三三 振出年月日を書かぬ手形……………五三
- 三四 事實上無い振出年月日を書いた手形……………五四
- 三五 振出の年月を書き日附を書かぬ手形……………五五
- 三六 振出日附と支拂期日と同じ手形……………五六
- 三七 満期日を『天長節』と書いた手形……………五七
- 三八 満期日を『何日限り』と書いた手形……………五八
- 三九 満期日を『何日迄』と書いた手形……………五九

四〇 満期日に年號を書かぬ手形……………二五〇

四一 満期日を「振出の日附より二十年を經過せる日」と書いた手形……………二五一

四二 振出人と受取人と同一人の約束手形……………二五二

四三 振出人と受取人と支拂人とが同一人の爲替手形……………二五三

四四 振出人と受取人と同一人の爲替手形……………二五四

四五 振出人と支拂人と同一人の爲替手形……………二五五

四六 振出人の保證を書いた小切手……………二五六

四七 裏書の所へ振出人の保證をした手形……………二五七

四八 會社名のみを書いて保證をした手形……………二五八

四九 支拂人以外の者が引受をした手形……………二五九

五〇 符箋に引受をした手形……………二六〇

五一 引受の日附が振出日附より前の手形……………二六一

五二 共同受取人の一人が裏書をした手形……………二六二

五三 會社の支店間で裏書をした手形……………二六四

五四 相手方の代理人となつて裏書をした手形……………二六五

五五 會社の商號だけ書いて裏書をした手形……………二六六

五六 裏書の年月を書いて日附を書かぬ手形……………二六七

五七 手形金額の一部について裏書をした手形……………二六八

五八 裏書の年月日を書かず記名式裏書をした手形……………二六九

五八 二個所に書いた手形金額の違つた手形……………二七〇

六〇 符箋に支拂拒絶證明を書いた小切手……………二七一

六一 會社の商號だけ書いて支拂拒絶證明をした小切手……………二七二

六二 呈示期間後に於て支拂拒絶證明を書いた小切手……………二七三

附録 手形關係法令

一商法(抄録)……………二七五

二商法施行法(抄録)……………二七〇

三法例(抄録)……………二七三



手形の書き方と見方

宮崎直二著

第一編 手形の概念

手形の組立

手形の法律上の種類は、爲替手形と約束手形と小切手の三種となつてゐる。此の三種を總稱して手形と言ふのである。と同時に此の三種以外には法律上手形と言ふものはない。通常手形取引の慣用語としては、爲替手形と約束手形とを手形と言ひ、小切手は手形と言はず、特に小切手と呼んでゐるが、法律上は此の三種を總て手形と言ふ

— 目次終り —

のである。

此の三種の手形は各々異つた方面に利用され、且つ各々其の組立も異つて居る。

一 爲替手形

爲替手形は其の發達の歴史の上からは、約束手形よりもずつと遅れて生れたもので、他地拂約束手形が發達して爲替手形となつたのである。

爲替手形には常に振出人と受取人と支拂人の三人の當事者があつて、振出人が支拂人に對して、或期間迄に手形面の金額を、受取人へ支拂つて呉れる様委託する形式となつて居る。即ち爲替手形は他人（支拂人）に對して第三者（手形所持人）に一定の金額を無條件で支拂ふことを委託した證券である。

例へば乙野次郎が丙野三郎に對して商品を賣渡したが、未だ品代金の支拂を受けて居ない場合に、適々乙野次郎は甲野太郎から商品を買受けて居て、其の代金を支拂ふ

義務のある場合に、乙野次郎は丙野三郎から受取るべき代金を、便宜上丙野三郎から甲野太郎へ直接支拂はせる爲めに、丙野三郎を支拂人とし、甲野太郎を受取人とした爲替手形を發行して、丙野三郎に支拂を委託する様な場合である。

爲替手形を發行することを振出と言ひ、振出す者を振出人と言ふ、第三編爲替手形雛形の乙野次郎が振出人に相當する。爲替手形に於ては前述の通り振出人が手形金の支拂を支拂人に委託するので、此の點が約束手形と違ふ主要な點である。約束手形は振出人自身が、手形金の支拂を約束するのであるから、振出人は振出に依つて手形の主たる債務者となり、手形金支拂の絶對的義務を負ふに至るのである、これに反して爲替手形の振出人は、單に他人に支拂を委託するに過ぎぬから、手形の主たる債務者となることはない、只引受が拒絶された場合に擔保の義務を負ひ、手形が不渡となつた場合に償還の義務を負ふだけで、所謂間接の責任を負ふに過ぎぬ。

支拂人は振出人から支拂の委託を受けた者で、第三編爲替手形雛形の丙野三郎が支

拂人に相當する。支拂人は振出人が任意に自分を支拂人に指定したからとて、單に支拂の委託を受けたと言ふ迄のことで、其の委託を承諾（引受）しない限りは手形金支拂の義務はないのである。

故に引受のない爲替手形の所持人は、手形の満期日が到來しても、果して支拂人が手形金を支拂ふか否かは不明の状態にあるから、其の手形の支拂はれることを豫期して取引することは出來ぬ譯である。

そこで爲替手形には引受と言ふ制度が設けられたのである。引受と言ふことは、支拂人が手形金の支拂を承諾することに外ならぬ。支拂人が手形に「本件手形引受候也」と記載して署名するか、又單に手形に署名すれば、即ち引受をしたこととなり、支拂人は茲に引受人と變じて、手形金支拂について絶對的義務を負ふに至るのである。引受人は爲替手形の主たる債務者であつて、此の點に於て約束手形の振出人に相當する。

右の如く爲替手形は引受のない間は、支拂人に手形金支拂の義務なく、引受後始めて、手形金支拂の義務を負ふのであるから、引受のない手形と引受のある手形とは、其の信用の上に於て大きな差のあることは勿論である。

そこで法律は引受のない手形の所持人は、満期日前は何時でも手形を支拂人に呈示して引受を求めることが出来る事とした。これを引受の爲めの呈示と言ふのである。引受の爲めの呈示は、手形所持人の權利であつて義務ではないから、引受の爲めの呈示をしなくても、それが爲めに特に不利益を受ける事はない。只其の手形に引受がない爲め手形の信用價值を増すことが出来ないだけである。但し例外として引受なき手形の所持人に、引受の爲めの呈示をする義務のある場合が二つある。第一は一覽後定期拂爲替手形に、振出人が一年より短い呈示期間を定めて記載した場合である。此の記載ある手形の所持人が其の期間内に引受の爲めの呈示をしたことを、拒絶證書に依つて證明しないと、前者に對する手形上の權利を失ふのである。第二は支拂擔當者

を記載しない爲替手形に、振出人が引受の爲めの呈示をなすべき旨を記載した場合である。此の記載ある手形の所持人が引受の爲めの呈示をしたことを、拒絶證書に依つて證明しないと前者に對する手形上の權利を失ふのである。

手形所持人が引受の爲めの呈示をしても、支拂人が引受をしない場合にはどうなるかと云ふと、支拂人が満期日前に引受を拒む様では、假令満期日に至り改めて支拂の請求をしても恐らくこれに應じないであらうから、手形の支拂を豫期することが出来なくなつた譯である。従つて手形所持人は後日手形が不渡となつても安心の出来る様な方法を講じなければならぬ。此の安心を與へる爲めに法律は手形所持人に擔保の請求權を與へた。又假令支拂人が引受をした場合でも引受人が破産の宣告を受け、而も引受人が相當の擔保を供しない場合には、引受を拒絶された場合と同様、手形の支拂について不安を生ずる譯であるから、此の場合に於ても、手形所持人は前者に對して擔保の請求をすることが出来ることとしたのである。引受を拒絶された場合に所持人

が擔保の請求をするには、公證人か執達吏に引受拒絶證書を作成させ、此の引受拒絶證書に依つて引受の爲めの呈示をしたことを證明して、自己の前者（裏書のない手形は振出人、裏書のある手形は裏書人及振出人）中自分の欲する者を自由に撰擇して、擔保の請求をすることが出来るのである。引受人が破産の宣告を受け而も相當の擔保を供しない場合には、公證人か執達吏に委任して引受人が擔保を供しない旨の拒絶證書を作成させ、若し其の手形に豫備支拂人が記載してある場合には、尙豫備支拂人に參加引受を求め、豫備支拂人も參加引受をしなかつた場合には、其の旨の拒絶證書を作成させ、前者に對して擔保の請求をするのである。尙擔保を供した裏書人も前者に對して擔保の請求をすることが出来るのである。か様にして前者が擔保の請求に應じて相當の擔保を供すれば、手形所持人は後日手形が不渡となつた場合でも、此の擔保物を處分して、手形金額及費用の辨濟を受けることが出来るから、引受のある手形を所持すると同様な安全な地位に立つことが出来るのである。

若し満期日に至り手形が不渡となつた場合はどうなるかと言ふと、引受のある手形は引受人及引受人の保證人に對して、時效の完成する迄は手形金の支拂を強制する事が出来るが、尙満期日又は其の後の二日以内に支拂拒絶證書を作成させて置けば（支拂拒絶證書作成免除を記載した者に對しては支拂拒絶證書を作成させなくても良い）前者に對して手形金額及費用の償還を請求することが出来る。但し豫備支拂人の記載又は参加引受人のある手形は、尙満期日及其の後の二日以内にこれ等の者に對しても、手形を呈示して支拂を求め、其の支拂のないときには、其の旨を支拂拒絶證書に記載させなければ償還の請求は出来ぬ。然し此の手續は絶對的に必要なのではない。此の手續を怠つた場合には、豫備支拂人を指定した者又は被参加人及其後者に對して償還の請求が出来ないだけで、其の他の者に對しては償還の請求が出来る。償還の請求を受けて償還した裏書人は、更に自己の前者に對して償還の請求をすることが出来る。か様に法律は手形所持人に各種の權利を與へて、可成的其の損失を防ぎ、以

て手形の流通を容易ならしめんとしたのである。

かく爲替手形の振出人は手形金支拂の義務なく、只第二次的の責任を負ふだけであるが、支拂人が果して手形の引受をして呉れるか、又満期日に至り果して支拂をして呉れるか否かは不明であるから、振出人や裏書人は何時擔保の請求や償還の請求を受けるか計り知れない。そこでか様な場合に備へる爲め、豫め第二次の支拂人を指定して置いて、若し第一次の支拂人即ち普通の場合の支拂人が、引受又は支拂を拒絶した場合には、手形所持人に更に第二次の支拂人に引受又は支拂を請求させることがあつる。此の場合の第二次の支拂人を豫備支拂人と言ふのである。豫備支拂人はこれを指定したのから言ふと、擔保の請求や償還の請求を防止する豫備軍に外ならぬから、擔保の請求や償還の請求に應ずる義務のある振出人及裏書人に限りこれを指定することが出来るのである。

此の豫備支拂人の爲す引受又は支拂を、参加引受又は参加支拂と言ふのである。尤

も参加引受や参加支拂は獨り豫備支拂人に限らず、これ以外の者もすることが出来ることになつて居るが、豫備支拂人は特に此の目的の爲めに記載することを許されたのである。参加引受があれば手形所持人は手形が不渡となつた場合に、参加引受人に對して手形金の支拂を請求することが出来るから、最早擔保請求の理由を失ふこととなり、又参加支拂があれば、手形所持人はこれに因つて満足を得、手形關係を離れることとなるから、最早償還請求の必要もなくなつて来る譯である。故に参加引受や参加支拂は擔保の請求や償還の請求を防止する爲めにされるものであり、且つ防止するのである。これに反して、参加引受や参加支拂を受けることが出来なければ、手形所持人は結局前者に對して擔保の請求や償還の請求をするの外はない。

又手形上の權利を一層確實にする爲めに、法律は一般の保證とは特に強力な效力のある、手形保證の制度を設けた。手形に署名して保證をすると、恰も連帶債務者と同様に手形金の全額について獨立して責任を負ふのみならず、被保證債務の實質上の有

効無効に關係なく、手形金支拂の義務を負ふのである。例へば振出人の爲めに手形保證をした場合に、其の振出が偽造であるとすれば、振出人の債務は全く存在しない譯であるが、其の手形保證は有効であつて手形保證人は、振出の偽造を理由として責任を免れることは出来ぬ。又引受人の保證をした場合に、其の引受人が無能力者で其の引受を取消した結果、引受は初めから無効となつても、その手形保證は有効で、其の引受が有効であると同様の責任を負はなければならぬのである。

又手形は商業社會に於て殆ど金錢の代用をする程度に利用されてゐるから、手形の讓渡は簡單且つ自由でなくては殆ど其の用をなさぬと言つても良い。故に法律は手形の流通を容易ならしめる爲めに特に裏書の制度を設け、手形の受取人は、普通の貸金證文を有する場合の様な、民法の規定に基づき債務者に通知をするとか、債務者の承諾を得るとか、これ等の面倒な手續をしなくても、單に手形に裏書をするだけで、自由を手形を讓渡し得ることとしたのである。此の裏書をする者を裏書人と言ひ、裏書

を受ける者を被裏書人と言ふ。第三編爲替手形雛形裏面の、甲野太郎が裏書人で丁野権郎が被裏書人に相當する。裏書人は裏書に依つて手形上の権利を被裏書人に譲渡し、被裏書人は同時に手形上の権利を取得するのである。そして被裏書人は更に裏書をして手形を譲渡することが出来るのである。こうして手形は簡単に幾人もの手に転じて流通するのである。裏書人は引受が拒絶された場合には擔保を供するの義務を負ひ、満期日に至つて手形が不渡となつたときは償還の義務を負ふから、裏書が多ければ多いだけ、手形の責任を負ふ者が増へることとなり、裏書が多い程手形所持人の権利も確實となる譯である。

然し裏書に依つて流通される手形は、普通の記名式或は指圖式の手形だけであつて、無記名式或は記名持参人拂式手形は、單に手形の交付のみに依つて譲渡されるのである。又振出人が裏書を禁ずる旨を記載した手形は手形の流通性を失ふから、裏書に依つて譲渡することは出来ぬ。これを譲渡するには民法の規定に基づいて、債務者

に對して譲渡の通知を發するか、債務者の承諾を得るかしなければならぬ。

爲替手形は元來一通作成して流通されるのが普通であるが、爲替手形を遠隔の地に送付する場合には紛失の危険があるので、手形紛失の危険に備へる爲めに數通を發行する事を許されて居る。數通の手形があれば假令一通が紛失しても、残つた一通で引受や支拂を求め、或は裏書して流通させる等、手形の権利を行ふに少しも差支がないから、手形所持人は手形の紛失の爲めに何等の不利益を受けることはない。此の數通の手形を複本と言ふのである。外國へ爲替手形を送る場合等には、常に複本を發行するのが例となつて居る。複本は各通獨立して皆手形としての效力を生じ、各通が集つて始めて手形としての效力がある譯ではない。故に其の一通を所持する者は、他の各通を併せて所持すると否とに拘らず、完全に其の権利を行ふことが出来、手形債務者は各通の返還のないことを理由として債務の履行を拒むことは出来ないのである。然しもともと複本は一箇の手形關係に過ぎぬから、一通に對する引受又は支拂がある

と、其の引受や支拂は、當然他の各通にも效力を及ぼし、他の各通に基いて更に引受や支拂を求めることは出来ないのである。

又爲替手形の所持人は自由に手形の謄本を作成することが出来る。謄本の制度は手形の流通を助長する目的の爲めに設けられたこと複本と同様である。即ち手形原本の引受を求める爲めにこれを送付し、其の間に手形を流通させやうとする場合に謄本を作成し、これに裏書して流通させるのである。然し謄本は複本と違ひ單に手形を謄寫したものに過ぎぬから、常に手形の所持人が作成し、其の他の者は作成することは出来ぬ。且つ謄本の上に爲し得る手形行爲は裏書と保證だけで、其の他の手形行爲は原本にしなければ效力がない。例へば謄本に引受や参加引受をしても無効である。又謄本の謄寫の部分は何等の效力を生じないから、裏書又は保證の存する謄本の所持人も、原本を併せて所持しない限りは手形上の権利を行ふことは出来ぬのである。爲替手形の組立は大體以上の通りである。

二 約束手形

約束手形は沿革の上からは、三種の手形の中で最も早く生れたもので、一番古い歴史を有つてゐる。

約束手形は振出人が手形の所持人に對して手形金を無條件で支拂ふことを約束した證券である。約束手形の爲替手形と違ふところは、振出人自身が支拂の約束をして自ら主たる債務者となつて、責任を負ふ點にある。爲替手形は振出人が手形金の支拂を他人に委託する形式になつて居るから、振出人が手形の中心債務者とならず、只支拂の委託が裏切られた場合に責任を負ふだけで、裏書人等と殆ど同程度の責任を負ふに過ぎぬ。従つて爲替手形には常に支拂を委託する者（振出人）と、支拂を委託される者（支拂人）と、手形金を受取る者（受取人）との三人の當事者が必要で、其の内一人を缺いても爲替手形は成立しないが、約束手形は支拂を約束する者（振出人）と、

手形金を受取る者（受取人）との二人の當事者があるだけである。

例へば乙野次郎が甲野太郎から商品を買入れた場合に、其の代金を支拂ふ代りに、乙野次郎は甲野太郎を受取人とする約束手形を振出して、代金の支拂を約束する様な場合である。甲野太郎は満期日迄待つて手形金を受取るか、直ぐ銀行で割引して貰つて直ちに現金に替へるか、何れかに依つて商品代金を受領するのである。又金銭の貸借をする場合に、約束手形を振出して證文に替へることもかなり廣く行はれてゐる。約束手形は振出人が最初から主たる債務者となるから引受と言ふ制度がない。従て引受を前提として生ずる種々の制度は總て適用されないのである。例へば引受の拒絶に依る擔保の請求や、參加引受或は手形の複本及謄本等の制度がない。約束手形に複本や謄本を作成すると、場合に依つては却て複本や謄本を手形其のものと見られ、これに署名した者は獨立して責任を負はなければならぬことがある。

約束手形も裏書に依つて自由に讓渡し得ることは爲替手形と同様である。約束手形

が不渡になつたときは、公證人か執達吏かに委任して支拂拒絶證書を作成させ、自己の前者即ち裏書人（約束手形に於ては前者は裏書人だけである）に對して、手形金額及費用の償還を請求することが出来ることは爲替手形と同様である。又振出人が破産の宣告を受け且つ相當の擔保を供しない場合には、公證人か執達吏かに委任して擔保を供しない旨の拒絶證書を作成させ、自己の前者に對して擔保の請求をすることが出来ることも爲替手形と同様である。

約束手形の組立は大體以上の通りで、爲替手形と比較すると、法律上の組立にかなり大きな差があるが、元來爲替手形は約束手形の發達變形したもので、其の沿革及效用の點に於て類似してゐる點が多いから、爲替手形の規定の大部分が約束手形に準用されて居るのである。

三 小切手

小切手は其の形式が甚だ爲替手形に似て居る。手形文句が一は小切手とあり、一は爲替手形とある位の差に過ぎぬ。即ち小切手も振出人が他人に對して、一定の金額を無條件で、第三者に支拂ふことを委託した證券である。然しその利用の方面は大に異なり、主として金錢支拂の用具に利用されて居るから、其の利用の期間は至て短期間で、且つその支拂を確實ならしめる爲め、法律は振出其他について種々の制限を設けたのである。即ち

小切手は常に一覽拂のものに限られて居る。従て假令小切手に支拂期日を記載しても、其の記載は無効で、其の記載の有無に不拘一覽拂のものと見られるのである。そして小切手の所持人は、振出の日附から十日以内に支拂の爲めの呈示をしないと、前者に對する償還請求權を失ふのである。

小切手の支拂人となる者については、爲替手形と同様に法律上の制限はない。銀行とするも、會社或は會社以外の個人とするも、振出人の自由である。然し實際の取

引に於ては、銀行以外の者を支拂人とすることは絶無と言つても良い位稀である。又振出人は多く支拂銀行の預金者であつて、預金者と銀行との間に小切手契約を締結して、銀行は預金者に小切手帳を交付し、預金者はこの小切手帳に依つて小切手を振出して、預金を引出す様な仕組になつてゐる。その小切手契約には、預金額迄は小切手の支拂に應ずるが、預金額を超過すると支拂に應ぜぬと言ふ契約があり、或は一定の額迄は預金額を超過しても、小切手の支拂に應ずる所謂貸越契約や、其他小切手の振出等について種々の制限を設けて居る。何れにしても、振出人と支拂人との間には資金關係のあるのが普通であるから、此の資金關係を無視して振出した小切手が、不渡となることは明瞭である。そこで法律は振出人が若し支拂人をして支拂をなさしめ得べき金額を超えて小切手を振出したときは、五圓以上千圓以下の科料に處することとして、不渡小切手の發行を防止せんとして居る。併し不渡小切手を發行しても、單に科料の制裁を受けるだけで、小切手そのものの法律上の效力には何等變るところは

ない。

又小切手の振出人は、呈示期間（振出の日附から十日）経過前には、其の支拂の委託を取消することが出来ぬことになつてゐる。即ち振出人が支拂委託の取消をしても、支拂人は尙且つ有効な支拂をして、其の支拂を振出人の計算に歸せしめることが出来るのである。併し、小切手の支拂人は何等手形上の義務を負はないから、支拂委託の取消の有無に拘らず、支拂を拒絶することはその自由で、小切手の所持人は、支拂人に對して支拂を強制することは出来ぬのである。

小切手の所持人が、振出の日附から十日以内に支拂の爲めの呈示をしなければ、前者に對して償還の請求も出来ぬこととなり、又支拂人は勿論支拂の義務がないから、結局小切手所持人は全然手形上の権利を失ふこととなる。従て支拂人は呈示期間経過後には支拂をしても、支拂を振出人の計算に歸せしめる譯には行かぬ理であるが、然し振出人は支拂委託を取消さぬ限り、却つて支拂を希望するのが普通であるから、法

律は呈示期間經過後に於ても、支拂人は有効な支拂をして、其の支拂を振出人の計算に歸せしめることが出来ることとした。併し振出人と支拂人との間に、豫め反對の契約があれば、勿論その支拂を振出人の計算に歸せしめる譯には行かぬ。

小切手は殆ど現金の代用をする程度に利用されてゐるから、小切手の盗難や紛失等の爲め不正の所持人が支拂を受けることを防ぐ爲めに、線引の制度が設けられて居る。即ち小切手の振出人又は所持人が、小切手の表面に二條の平行線を書き、其の線内に銀行又はこれと同一の意味を有する文字を記載すると、支拂人は銀行以外の者には支拂が出来ないこととなるのである。又その平行線内に特定した銀行の商號を記載すると、支拂人は其の特定銀行以外の者には支拂が出来ないこととなるのである。前者を一般線引といひ後者を特定線引と云つてゐる。

一般線引小切手の支拂人が銀行以外の者に支拂をなし、特定線引小切手の支拂人が其の特定銀行以外の者に支拂をしたときは、これに因つて生じた損害を賠償しなけ

ればならぬ。

小切手は爲替手形と違ひ引受の制度がなく、又手形保證の制度もないから、主たる債務者となつて絶對的義務を負擔するものがない。此の點は爲替手形や約束手形と根本的に違ふ點である。併し實際に於ては支拂保證の慣習が行はれて居るから、支拂保證のある小切手の所持人は、殆ど引受のある爲替手形を所持すると同様、呈示期間經過後と雖も、支拂保證人に對して支拂を強制することが出来るのである。

小切手も記名式又は指圖式で發行したときは、他の手形と同様に、裏書に依つて讓渡することが出来、裏書人は不渡の場合に償還の義務を負ふのであるが、只實際に於ては小切手が記名式や指圖式で振出されることは殆どなく、大部分無記名式又は記名持參人拂式で發行されてゐる。

小切手が不渡となれば、所持人は前者即ち、裏書人や振出人に對して、小切手金額及費用の償還を請求し得ることは他の手形と同様であるが、小切手には此の場合に支

拂拒絶證書に代るべき簡単な方法が設けてある。即ち支拂人が小切手に支拂拒絶の旨及年月日を記載して署名するか、手形交換所で呈示期間内に小切手の提出があつたこと及支拂拒絶の旨を證明したときは、これを支拂拒絶證書に代へることが出来るのである。

小切手の組立は大體以上の通りである。小切手は殊に短期間に支拂はれるものであり、且つ小切手は主として支拂の用に供せられ、殆ど現金の代用をするものであるから、其の形式は爲替手形と似てゐても其の經濟上の働きは大いに異なるから、特に前述の様な特別な制限を設けたのである。

手形の態様

手形の法律上の組立に依る區別は、前述の如く爲替手形、約束手形、小切手の三種であるが、尙手形の記載の仕方や流通の状態や其の效用の方面等から見て、種々雑多な名稱を以て呼ばれてゐる。中には法律上の名稱となつてゐるものもあり、又單に手形取引の慣用語に過ぎぬものもある。茲にこれ等の名稱を總括して説明することとする。

四 指圖式手形

指圖式手形と言ふのは、『右金額貴殿又ハ其ノ指圖人ニ御支拂可申候也』又は『右金

額甲野太郎殿又ハ其ノ指圖人ニ御支拂可被成候也』と言ふ風に、『その指圖人』に云々の文句の記載してある手形のことである。此の文句を指圖文句と云ふ。通常使用する手形には殆ど此の指圖文句が記載してあるから、通常流通してゐる手形は殆ど指圖式手形であると云つて良い。指圖式手形は裏書に依つて譲渡することが出来る。

五 記名式手形

記名式手形と云ふのは、受取人の氏名又は商號を記載した手形のことである。手形の受取人の記載があれば、指圖文句の有無にかかはらず、當然裏書に依つて譲渡することが出来るから、記名式手形も裏書に依つて譲渡することが出来るのである。

六 指圖性ある手形

指圖性ある手形と云ふのは、裏書に依つて譲渡し得る手形のことである。指圖式手

形及記名式手形は何れも指圖性ある手形である。

七 指圖性なき手形

指圖性なき手形と云ふのは、裏書に依つて譲渡することの出来ぬ手形である。手形は簡単に譲渡し得ることに依つて自由に市場に流通し、手形の效用を發揮し得るのであるから、裏書に依つて譲渡し得ることを原則として居るが、若し指圖式手形や記名式手形に、振出人が裏書を禁ずる旨の記載をすると、其の手形は指圖性を失つて、裏書に依つて譲渡することが出来ぬこととなる、これを譲渡するには民法の規定に依つて、債務者の承諾を得るか、或は債権者から債務者へ對し譲渡の通知を發しなくてはならぬ、所謂指圖性なき手形となるのである。

八 無記名式手形

無記名式手形と云ふのは、『右金額此ノ手形所持人ニ御支拂可申候也』或は『右金額此ノ手形所持人ニ御支拂可被成候也』の如き文句を記載し、且つ受取人の記載なき手形のことである。無記名式手形は單に手形の交付のみに依つて譲渡することが出来、所持人の何人たるやを問はないのである。無記名式手形の形式については、法律に別に明文を設けてないが、判例は無記名式手形には以上の様な意味の文句を必要として居る。

無記名式手形は、爲替手形と約束手形に於ては、金額參拾圓以上のものに限り發行することが出来、小切手に於ては、金額に制限なく發行することが出来る。

九 記名持參人拂式手形

記名持參人拂式手形と云ふのは、受取人の氏名又は商號を記載した外、手形の持參

人にも支拂ふ旨を記載した手形のことである。即ち『右金額甲野太郎殿又ハ此ノ手形持参人ニ御支拂可被成候也』又は『右金額貴殿又ハ此ノ手形持参人ニ無相違御支拂可申候也』と記載した手形である。

記名特参人拂式手形は無記名式手形ではないが、法律上無記名式手形と同様の取扱を受けるのである。即ち此の手形も裏書をせず手形の交付のみに依つて譲渡することが出来、又爲替手形と約束手形とは金額参拾圓以上のものに限り發行することが出来、小切手は金額に制限なく發行することが出来るのである。

一〇 定日拂手形

定日拂手形と云ふのは、確定した日を満期日とした手形のことである。即ち『支拂期日昭和四年十二月三十日』と記載した手形は定日拂の手形である。定日拂手形は小切手にはない。

一一 日附後定期拂手形

日附後定期拂手形と云ふのは、満期日を振出の日附から一定の期間を過經した日とした手形のことである。即ち『支拂期日 日附後一週間(又ハ何日間)ヲ經過シタル日』と記載した手形は日附後定期拂手形である。日附後定期拂手形は小切手にはない。

一二 一覽拂手形

一覽拂手形と言ふのは、満期日を一覽の日とした手形のことである。即ち『支拂期日 一覽ノ日』又は『支拂期日 一覽拂』と記載した手形、或は支拂期日について一切記載しない手形は何れも一覽拂手形である。一覽の日と云ふのは、手形所持人が支拂を受ける爲め手形を呈示した日のことである。故に一覽拂手形は満期日が初めから

確定してゐない。手形を呈示しない限りは幾日経過しても満期日が到来しないこととなるのである。故に法律は一覽拂手形の所持人は、振出の日附から一年以内（但し小切手は振出の日附から十日以内）に、若し振出人が一年より短かい呈示期間を定めて手形に記載したときはその期間内に、支拂の爲めの呈示をしなければならぬこととした。即ち右期間内に手形を呈示したことを支拂拒絶證書に依つて證明しなければ、前者に對する償還請求權を失ふのである。

小切手は必ず一覽拂に限られて居るから、假令支拂期日を記載しても其の記載は無効で、尙一覽拂手形と見られるのである。

一三 一覽後定期拂手形

一覽後定期拂手形と云ふのは、一覽の日以後一定期間を経過した日を満期日とした手形のことである。一覽の日と云ふのは一覽拂手形の一覽の日とは意味が違ひ、爲替

手形では引受の爲めに手形を呈示した日、約束手形では一覽の爲めに手形を呈示した日である。即ち引受の爲め或は一覽の爲めに手形を呈示した日から、一定の期間を経過した日が支拂期日となるのである。其の呈示すべき期間は振出の日附から一年以内、若し振出人が一年より短かい呈示期間を定めて記載したときは、その期間内である。即ち『支拂期日 一覽後一週間（又ハ何日間）ヲ経過シタル日』と記載してある手形が一覽後定期拂手形である。一覽後定期拂手形は小切手にはない。

一四 先日附手形

先日附手形と云ふのは、振出の日附を後日とした手形のことである。振出の日附は普通手形を振出した實際の日附を記載するが、支拂其の他の都合で間々後日を記載することがある。例へば昭和四年十月一日に振出した手形の振出日附を、昭和四年十二月一日と記載することがある。此の場合の手形を先日附手形と云ふのである。振出の

日附を後日とすることは、小切手の振出等にはかなり多く行はれて居る様である。振出の日附は必ずしも事實と一致しなくても良い。形式上振出の日附と認むべきものが記載してあれば、手形として有効に成立するから、先日附手形も勿論有効である。然し振出の日附が支拂期日より後日となつてゐたり或は二月三十一日と云ふ如き曆にない日を記載しては無効な手形となる。

一五 偽造手形

偽造手形と云ふのは、他人の署名を偽造した手形のことである。甲が乙の名を冒して恰も乙が振出した様にする。或は甲が乙の印章を盗用して振出すこと、或は乙が他の目的で署名したものを、甲が手形の振出に利用する等何れも手形の偽造である。純理から云ふと手形の振出人は手形を創造するものであるから、振出人の署名を

偽はることは、即ち虚偽の手形を作成することとなり手形の偽造となるが、振出人以外の署名は既に存在する手形の上にされるものであるから、引受人や、裏書人等の署名を偽はつても手形の偽造とは言はれぬ。これは手形行爲の偽造となる。學者はこれを準偽造と言つて居るが、法律の適用の上からは準偽造も手形の偽造と同様に扱はれる。又偽造手形と言ふには手形の形式が完備してゐなければならぬ。手形の形式が不備であれば、其の點で既に手形としての効力がないから、これを偽造手形と云ふことは出来ぬ。偽造手形は勿論手形としての効力がない。如何に手形が文言證券であるからと言つても、偽造の手形に對して迄も手形上の權利義務を發生させる譯には行かぬのである。然しながら其の偽造手形の上に眞實の署名をした者があるときは、假令其の手形は眞正に振出されたものでないから振出人は責任はないとしても、偽造手形に眞實の署名をしたものは、手形の文言に從つて責任を負ふ意思であるから、善意の手形取得者に對しては、尙其の文言に依つて責任を負はなければならぬ。即ち

一 手形の偽造者

手形の偽造者は其の偽造行為について、刑事上の制裁を受け且つ損害賠償の責任のあることは勿論であるが、尙善意の取得者（偽造手形なることを知らずして取得した者）に對しては、其の文言に従つて手形上の責任を負はなければならぬ。のみならず自分は手形上の権利を行ふことは出来ぬ。

二 被偽造者

即ち自己の名を偽はられた者は、何等手形上の責任を負はぬ。

三 眞實の署名者

偽造手形の上に眞實の署名をした者は、其の文言に従つて手形上の責任を負はなければならぬ。

四 偽造手形の取得者

悪意（偽造手形たることを知りながら）又は重大なる過失（重大なる過失に因つ

て偽造手形なることを知らなかつた場合）に依つて偽造手形を取得した者は、假令正當な権利者から取得した場合でも手形上の権利がない。

一六 變造手形

變造手形と云ふのは、手形の署名以外の事項を、権限なくして變更した手形のことである。手形金額や満期日の様な必要文句は勿論のこと、支拂場所とか、支拂擔當者とか、豫備支拂人の様な任意文句を變更しても手形の變造となる。然し署名を變更することは、偽造となるから變造とはならぬ。手形債務者の承認を得て變更した場合に、正當の變更であるから、これ又變造とはならぬ。

一 手形の變造者

はその變造行為について刑事上の制裁を受けるのは勿論、假令初め正當に取得した手形でも、變造すると同時に手形上の権利を失ひ、尙變造者が手形に署名して居



れば、變造した文言に従つて責任を負はなければならぬ。

二 變造前の署名者

は素より變造前の文言に依つて責任を負ふのであるが、然し實際に於て變造手形の署名者が、果して變造前に署名したものであるか、或は變造後に署名したものであるかを知ることが、甚だ困難であるから、法律は善意の手形署名者を保護する爲めに、變造手形の署名者は一應變造前に署名したものと推定することとした。故に變造後に署名したことの立證のない限りは、手形署名者は變造前の文言に依つて責任を負ふのである。

三 變造後の署名者

なることが證明されたときは、勿論變造後の文言に依つて責任を負はなければならぬ。

四 變造手形の取得者

悪意（變造手形であることを知りながら）又は重大なる過失（重大なる過失に因つて變造手形であることを知らぬ場合）に依つて變造手形を取得した者は、假令正當な権利者から取得した場合でも、手形上の権利がない、か様な者は法律が保護しないのである。

一七 戻手形

戻手形といふのは、償還権利者が、償還金額を取立てる爲めに發行する手形のことである。償還権利者は所持人でも裏書人でも、支拂地外に居住する償還義務者に對して、直接に償還金額を取立て得ることは勿論であるが、直接取立てるには手形や支拂拒絶證書や償還金額計算書等を償還義務者に送らなければならぬので、支拂地で直ぐ償還金額を手に入れることが出来ぬ。そこで此の不便を除く爲めに此の戻手形の制度が設けられたのである。即ち償還権利者は支拂地で此の手形を發行して、銀行其の他

で割引を受け、直ちに現金を受取ることが出来るのである。然し此の手形の支拂人となる償還義務者が相當の資力があり、且つ支拂をすることが確實でない限り、此の手形を割引する者はないであらうから、實際に於ては、此の手形に依つて償還の目的を達せられることは甚だ稀である。

一八 線引小切手

線引小切手と言ふのは、小切手の表面に二條の平行線を書き、其の線内に銀行又は之と同一の意味を有する文字を記載した小切手のことである。平行線内に銀行又は之と同一の意味を有する文字を記載したものを一般線引と云ひ、特定の銀行を記載したものを特定線引と云ふ。一般線引小切手は銀行以外の者に支拂ふことが出来ぬ。特定線引小切手は特定の銀行以外の者に對して支拂ふことが出来ぬ。若し一般線引小切手の支拂人が銀行以外の者に支拂ひ、特定線引小切手の支拂人が特定銀行以外の者に支

拂つたときは、支拂人はこれに因つて生じた損害を賠償しなければならぬ。線引小切手は小切手の盗難、紛失等の場合に、不正の所持人が支拂を受けることを防ぐ爲めに設けられたのである。

一九 荷爲替手形

荷爲替手形と云ふのは、運送中の貨物を擔保として振出した爲替手形のことである。商法上荷爲替手形と云ふ特別の手形があるのではない。やはり爲替手形であつて、只運送中の貨物を擔保としてゐる爲めに、か様な名稱で呼ばれてゐるに過ぎぬ。荷爲替手形には、特に荷爲替手形であることを示す文字を記載することもあるが、これを記載せよと云ふ法律の規定がある譯ではないから、其の文字の記載の有無に拘はらず荷爲替手形と云ふことが出来る。荷爲替手形は、通常物品の賣主が其の買主を支拂人とし、運送中の物品を其の手形の擔保とし、割引銀行か自分かを受取人として

振出されてゐる。運送中の物品を擔保とするには貨物引換證か船荷證券かに依つて居る。即ち振出人は其の手形に貨物引換證又は船荷證券を添へ、銀行に交付して手形の割引を受け、速かに物品の代金を回収することが出来、同時に買主に對しても物品と引換に代金を支拂はしめることが出来るのである。

荷爲替手形の割引を受ける場合には、振出人と割引銀行との間に於て、(一)擔保として貨物引換證又は船荷證券を交付することや(二)手形の不渡のときの處分方法等について契約されてゐる。振出人と割引銀行との法律關係は、此の約定書の内容に依つて定められるのである。

貨物引換證や船荷證券は裏書に依つて讓渡することが出来、且つこれ等の證券を取得したものは、同時に運送品の引渡を受けたと同一になるから、運送中の貨物を擔保とするには、貨物引換證又は船荷證券に白地裏書をして、これを割引銀行に交付し、割引銀行は手形不渡のときは、これを處分して償還金額の辨済に充て、手形の支拂が

あつたときは、同時に貨物引換證又は船荷證券を支拂人に交付することに依つて運送品を引渡すのである。そして支拂人は手形の支拂と引換に、運送品を受取ることが出来るのである。然し支拂人は單に支拂人としては何等手形上の債務を負擔するものではないから、支拂を強制されることはない。只支拂をしなければ結局運送品を受取ることが出来ぬだけである。又支拂人が手形の引受をしたときは、引受人として絶對的義務を負擔するけれども、引受をしただけでは代金を支拂つたことにならぬから、従つて運送品を受取るとは出来ぬ、支拂をして始めて振出人に物品の代金を支拂つたこととなるのである。

二〇 融通手形

融通手形と云ふのは、單に他人に自己の信用を與へる爲めに手形行爲をした手形のことである。例へば甲は信用があり、乙は信用がない爲め、乙が手形を振出し或は裏

書や引受等をして、其の手形の割引をして呉れる者はないが、甲ならば容易に割引して呉れると云ふ場合に、甲は乙に對して手形の債務を負ふことを目的とするのではない、單に自己の信用を乙に利用させる目的で、手形の振出、裏書或は引受等をして、乙は甲のした振出や裏書や或は引受を利用して金銭の融通を受ける様な場合、此の手形を融通手形と云ふのである。或はこれを好意手形とも云ふ。

二二 延期手形

延期手形と云ふのは手形金の支拂を延期する爲めに、舊手形に代へて振出した手形のことである。延期手形は形式の上からは舊手形と全然別であるが、只其の支拂期日を延期して貰ふ爲めに書き代へたに過ぎぬから、單に舊手形を延長しただけのものと見られて居る。従て舊手形に附隨して居る事情（抗辯權等）は當然延期手形にも附隨して來てこれを主張することが出来るのである。

二三 國內手形

國內手形と云ふのは、國內のみに流通する手形のことである。

二四 國際手形

國際手形と云ふのは、國際間に取引される手形のことである。手形の效用が盛になるにつれて、其の流通は單に一國內のみに止まらず、國際間に流通する様になる。例へば日本と米國、或は日本と英國との貿易が、手形で送金又は支拂はれる様になると、勢ひ手形は國際間に輾轉する様になり、日本で振出した手形が米國で裏書をされ、又英國で引受をされる様なこともある。か様に國際間に流通する様になると、其の手形に對して、何國の法律を適用すべきやと云ふ面倒な問題が生じて來るのである。これを解決するのが所謂國際手形法である。

二四 白地手形

白地手形と云ふのは、後日他人に手形の必要文句の一部又は全部を補充させる意思で、故らにこれを記載しない紙片に、署名して発行した手形のことである。手形は要式證券であるから、手形に記載すべき事項は法律でこれを一定し、其の記載事項の一つを缺いても其の手形は無効で、無効の手形は幾人の手に輾轉し、又幾人の裏書や引受や保證等の手形行爲がされても有効となることはない。のみならず、其の手形の上にされた手形行爲そのものも勿論無効であるが、然し手形の記載事項は、必ずしも振出人自身で記載する必要はなく、又必ず署名と同時に記載しなければならぬと云ふこともない。これを他人に委任して記載させても良いのである。故に後日に至つて空白の個所を補充する権限ある者（補充を委任された者）が補充すれば、其の補充したときに完全な手形が成立したものと見ても、理論上何等差支はない譯である。白地手形

は以上の様な理由や、商慣習法に依つて現在有効と認められてゐるのである。實際の取引に於ても、株式に白紙委任状を添付して譲渡してゐる様に、手形も相手方を信頼すると白地の個所の補充を相手方に一任して、白地の儘のものを交付することはかなり廣く行はれてゐる。例へば賣買代金の支拂の爲めに手形を交付する場合に、賣買代金が相場等の關係から未だ確定し得ないときは、確定したときに任意金額を記入させる意味で、金額の處だけを空白として置いたまま手形を振出したり、又引受だけして振出人に手形を交付し、金額や支拂期日の記載を一切振出人に一任する様なことはかなり廣く行はれて居るのである。白地手形を法律の明文で規定して認めてゐる國は少なく、大多數は明文を置いてゐない。我國でも白地手形を認める明文はないが、學說判決例等は皆これを認めてゐるのである。

二五 割引手形

割引手形と云ふのは、割引を受けた手形のことである。手形の割引と云ふのは、手形の支拂期日到達前に、割引の當日（又は翌日）から支拂期日に至る迄の利息を計算して、其の利息を手形の額面から控除し、残額を手形の價格として手形を買入れることである。要するに手形の賣買に外ならぬ。手形額面から控除する利息を割引料と云ひ、買取つた手形を割引手形と云ふ。

手形の割引を受けることに依つて、手形所持人は満期日前に直ちに現金を手に入れることが出来、割引銀行は其の割引料を其の利益収入とするのである。今日手形の割引料は銀行の利益の重要な地位を占めてゐる様である。手形の割引を受けるには多くの場合裏書譲渡の方法に依つて居るから、手形が不渡の場合に於ては裏書人は勿論償還の義務を負はなければならぬ。手形の割引も要するに手形の人的信用を利用するに過ぎぬから、支拂能力の薄弱な手形は割引する者がなく、又支拂能力の厚薄に依つて割引料に差の生じて來ることも避け難い譯である。

第二編 手形關係者の權利義務

手形所持人の權利

一 手形金支拂請求權

手形所持人は満期日の到來と同時に、左の者に對して手形金の支拂を請求することが出来る。

- 一 爲替手形の引受人及其の保證人
- 二 爲替手形の參加引受人及其の保證人
- 三 約束手形の振出人及其の保證人
- 四 小切手の支拂保證人

支拂擔當者の記載ある手形の所持人は、満期日又は其の後の二日以内に、支拂擔當者に手形を呈示して支拂を求め、若し支拂を拒絶せられた場合には、右期間内に支拂拒絶證書を作成させないと、爲替手形の引受人、約束手形の振出人及これ等の者の保證人に對しても權利を失ふ。

又參加引受人に對して手形金の支拂を請求するには、先づ満期日及其の後の二日以内に、支拂人又は支拂擔當者に手形を呈示して支拂を求め、支拂を拒絶された場合には、更に右期間内に參加引受人に手形を呈示して、支拂を求めなければならぬ。右の手續を怠ると參加引受人に對する權利を失ふこととなる。參加引受人に對して請求するには、右手續の履行を以て足り、別に支拂拒絶證書を作成させる必要はない、只實際問題としては、右手續を履行したことを證明するのが容易でないから、支拂拒絶證書を作成させて置く方が所持人に取つて利益である。

手形金の利息について約定があれば、約定の當事者間では約定利息を請求すること

が出来ゝ。其の他の者に對する利息は年六分である。利息の計算は満期日の翌日から計算する。若し満期日及其の後の二日以内に、支拂の爲めの呈示をしなかつた場合には、支拂の爲めの呈示をした翌日から計算する。又支拂の爲めの呈示をせず、直ちに訴訟を提起した場合には、相手方に訴狀の送達があつた翌日から計算する。

手形金支拂請求權の時効は左の通りである。

- 一 爲替手形の引受人及其の保證人、約束手形の振出人及其の保證人、參加引受人及其の保證人に對しては何れも三年
- 二 小切手の支拂保證人に對しては五年

二 擔保の請求權

爲替手形の支拂人が引受を拒絶した場合及爲替手形の引受人又は約束手形の振出人が破産の宣告を受け相當の擔保を供しない場合には、手形所持人は前者（爲替手形に

については裏書人及振出人並にその保證人、約束手形については裏書人及其の保證人に對し、自分の欲する者を自由に撰擇して、擔保の請求をすることが出来る。

併し無擔保の裏書をしたものは擔保の義務がないから、此の者に對しては請求する權利はない。又裏書禁止の旨を記載した裏書人に對しては、直接の被裏書人以外の者は請求する權利がない。

擔保の請求をするには、引受を拒絶された場合と、引受人又は約束手形の振出人が破産の宣告を受けた場合とに依つて異なる。

一 引受を拒絶された場合

引受が拒絶されるとは、支拂人が引受をしない場合のみならず、支拂人が所在不明其の他の原因で、引受の出来ない場合も總て含むのである。又一部の引受があつた場合、例へば金五千圓の手形に對して參千圓だけ引受があつた場合には、殘額貳千圓に對して擔保の請求が出来る。引受が拒絶された場合に擔保の請求をするに

は、執達吏若しくは公證人に委任して、引受拒絶證書を作成させなければならぬ。假令支拂拒絶證書作成免除の記載があつても、引受拒絶證書についてはこれを免除し得る規定がないから、これは如何なる場合でも絶対に作成させなければ擔保の請求は出来ぬ。豫備支拂人の記載ある手形は、引受拒絶證書作成後尙豫備支拂人にも手形を呈示して參加引受を求め、若し豫備支拂人も參加引受を拒絶した場合には、其の旨の拒絶證書を作成させなければならぬ。

二 破産の宣告を受けた場合

引受人又は約束手形の振出人が破産の宣告を受け、而もこれ等の者が相當の擔保を供しない場合には、執達吏又は公證人に委任して、引受人又は約束手形の振出人が相當の擔保を供しない旨の拒絶證書を作成させなければならぬ。豫備支拂人の記載ある手形は、尙豫備支拂人に手形を呈示して參加引受を求め、豫備支拂人も參加引受を拒絶した場合には、其の旨の拒絶證書を作成させなければならぬ。

以上の手續を履んだ上、手形所持人が前者に對して擔保の請求をすると、前者は之に應じて相當の擔保を供しなければならぬ。其の供する擔保の種類は質權でも、抵當權でも、或は保證人でも良い。又擔保の代りに相當の金額を供託しても良い。擔保すべき金額の範圍は、手形金額及拒絶證書作成其の他の費用である。一部引受の場合は引受のない部分と費用とである。

手形所持人の請求に應じて前者が擔保を供し又は相當の金額を供託すると、其の効力は後者全員に及ぶのである。例へば第一、第二、第三、第四と順次數個の裏書がある場合に、第一の裏書人が擔保を供すれば、第二、第三、第四の裏書人は最早擔保を供するの義務がなくなり、從而其後は後者から擔保の請求があつても、これに應ずる義務がないのみならず、既に擔保を供し又は金額を供託してあるときは、其の取戻を請求することが出来る。又第二、第三、第四の裏書人に對しても擔保を供したことになる。従つてこれ等の者は其の擔保又は供託金に對して、直接權利を有することとなるのである。

るのである。

三 償還請求權

満期日に至り手形が不渡となつた場合には手形所持人は前者（爲替手形は裏書人及振出人並にその保證人、約束手形は裏書人及其の保證人）に對して手形金額及費用の償還を請求することが出来る。併し無擔保裏書をした裏書人及裏書禁止の旨を記載した裏書人に對しては請求することは出来ぬ。

多數の裏書があつて、償還義務者が數人ある場合には、手形所持人は其の數人に對しても、亦一人だけに對しても、各金額を請求することが出来るのみならず、尙引受人や約束手形の振出人に對しても、手形金の支拂を請求することが出来るから、償還請求の場合には、償還義務者全員と引受人と約束手形の振出人とが、恰も連帶債務の場合の様に、共同的に手形所持人に對して債務を負ふこととなるのである。

手形所持人が償還の請求をするには、左の三つの条件が備はらなくてはならぬ

一 支拂人又は引受人若くは約束手形の振出人が、手形金額の全部又は一部の支拂をしないこと。

支拂をしないとは、支拂を拒絶された場合のみならず、所在不明其の他の理由で、支拂を受けることが出来なかつた場合等を總て含むのである。又一部の支拂を受けた場合には、其の残額だけについて償還請求権がある。

二 満期日又は其の後の二日以内に支拂拒絶證書を作成させること。

但し支拂拒絶證書作成免除の記載ある手形は、免除を記載したものに對しては作成させなくても良い。

支拂拒絶證書作成免除の記載は、單に支拂拒絶證書の作成を免除するだけで、支拂の爲めの呈示することをも免除したことにはならぬから、假令此の記載があつても、満期日及其の後の二日以内に支拂の爲めの呈示をしなければならぬ。只支拂拒

絶證書作成免除の記載があれば、一應支拂の爲めの呈示があつたものと推定されるのである。支拂拒絶證書作成免除の記載があるに拘はらず、支拂拒絶證書を作成させても、其の作成の費用は請求することが出来る。

三 支拂擔當者の記載ある手形は、満期日又は其の後の二日以内に支拂擔當者に手形を呈示して支拂を求め、支拂がないときは、右期間内に支拂拒絶證書を作成させなければならぬ。

豫備支拂人の記載があり、又は参加引受のある手形は、満期日及其の後の二日以内に尙これ等の者に對しても、手形を呈示して支拂を求め、其の支拂がないときは其の旨を支拂拒絶證書に記載させなければならぬ、然し此の手續は絶對的に必要なのではない。所持人が此の手續を怠ると、豫備支拂人を指定した者又は被参加人及其の後者に對して償還請求権を失ふだけである。

以上三つの条件が備はると、所持人は前者に對して償還の請求をすることが出来る

のである。償還の請求をする場合には尙、支拂拒絶證書作成の日又は其の後の二日以内（支拂拒絶證書作成免除の記載があるときは支拂拒絶證書作成期間の末日又は其の後の二日以内）に償還義務者に對して、償還請求の通知を發しなければならぬ。此の通知は直接の前者に對して發すれば、前者全員に對して發したことになる。直接の前者を超えて通知をすると、其の後者に對しては通知したことになる。例へば第一から第五迄五人の裏書人がある場合に、第五の裏書人へ通知をすれば、第四、第三、第二、第一、振出人の總てに通知したことになる。この場合に若し第一の裏書人へ通知をした場合には、振出人と第一の裏書人へ通知をしたことになるだけで、第二、第三、第四、第五の四人の裏書人に對しては通知をしたことにならぬ。

償還請求の通知を發することは、償還請求に必要な條件ではないから、此の通知を怠つても、償還請求の権利を失ふことはない。只此の通知を怠つたことに依つて生じた損害を賠償する責任を生じ、且つ利息及び費用の請求權を失ふこととなる。但し振

出地を記載しない振出人や、裏書地を記載しない裏書人や、償還義務のない者に對しては通知をしなくても良い。通知を發する方法については別に制限がないから、どんな方法に依つても良いが、實際に於て通知を發したことを證明するのは容易でないから、内容證明配達證明郵便に依つて發するのが得策である。

償還を受くべき金額は

一 支拂あらざりし手形金額

一部の支拂があつたときは勿論其の残額が支拂あらざりし金額である。

二 満期日以後の法定利息

満期日以後と言ふのは、満期日の翌日から計算するのである。支拂の爲めに手形を呈示した時期の如何を問はず、總て満期日の翌日から計算するのである。

三 支拂拒絶證書作成の費用

四 其の他の費用

其の他の費用の内には通知の郵便料等を含む。

償還を受くべき金額は以上の通りであるが、若し償還義務者の営業所又は住所の所在地が支拂地と異るときは、償還義務者が其の営業所又は住所の所在地で支拂をする結果、所持人が支拂地で支拂を受けると同様の地位に立つことが出来ぬ。故に此の場合には、支拂地から償還の請求を受ける者の営業所又は住所の所在地に宛て振出した、一覽拂手形の相場に依つて償還金額を計算し、若し支拂地に於て其の相場がないときは、償還の請求を受ける者の営業所又は住所に最も近い地に宛てて振出した一覽拂手形の相場に依り計算する。

償還義務者が償還するには手形、支拂拒絶證書及償還計算書と引換にするのである。若し償還権利者が右書類の引換に應じない場合には、勿論償還を拒絶することが出来る。又償還する者は償還請求者に對して、償還計算書に償還を受けた旨を記載させ且つこれに署名させることが出来る。

四 利得償還請求權

手形所持人が権利の行使や権利保全の手續を怠ると、手形上の権利を失ふ。例へば爲替手形の引受人や約束手形の振出人に對して、満期日から三年間請求しないと、時効に依つて権利が消滅する、又不渡手形に對しては満期日及其の後の二日以内に支拂拒絶證書を作成させないと、前者に對する償還請求權を失ふ。

か様に権利の行使や権利保全の手續を怠つたが爲めに、権利が消滅した場合には、最早手形所持人は絶対に損失を恢復することは出来ないかと言ふに、若し振出人が手形振出の際對價を得て居る場合、又は引受人が振出人其他の資金義務者から資金の供給を受けて居る場合には、振出人又は引受人は其の受けて居る額だけを利得するることとなるから、手形所持人は振出人又は引受人に對して、其の利得の返還を請求することが出来るのである。これを利得償還請求權と言ふ。

利得償還の請求をするには左の五つの條件が備はらなくてはならぬ。

一 手續の欠缺（權利保全の手續を怠ること）又は時効（權利の行使を怠ること）に因つて權利の消滅した場合に限る。これ以外の理由で權利が消滅した場合には利得償還の請求は出来ぬ。

二 手形債務者の總ての人に對して權利が消滅した場合でなくてはならぬ。

振出人、裏書人、引受人等手形債務者が數人ある場合には、これ等數人の債務者總ての者に對して、權利が消滅した場合でなくてはならぬ。

三 振出人又は引受人以外の者に對しては請求出来ぬ。

振出人又は引受人以外の者は、手形を讓渡する際に對價を受けて居ても、手形を取得する場合に對價を支拂つて居るのが普通であるから、結局差引何等利益を受けて居らぬが、これに反して振出人や引受人は、振出又は引受について對價又は資金を受けることはあつても、對價を支拂ふことはなく、結局受けた對價又は資金だけ

を利得することになるから、利得償還の義務者を振出人又は引受人に限つたのである。

四 振出人が對價を受けて居る場合か、引受人が資金を受けて居る場合でなくてはならぬ。

假令手續の欠缺又は時効に因つて手形所持人の權利が消滅しても、振出人や引受人が何等の利得をも得て居なくては、利得償還の請求をすることは出来ぬ。利得を得た場合の實例を挙げると、（イ）爲替手形の振出人が手形を振出す場合には、其の受取人から對價を受取つて居る筈である。又手形の所持人は振出人又は裏書人から手形を取得する場合に、振出人又は裏書人に對して對價を支拂つて居る筈である。

此の場合に手續の欠缺又は時効に因つて手形上の權利が消滅すれば、手形所持人は振出人又は裏書人へ支拂つた對價だけを損をして、振出人は受取人から受取つた對價だけを利得することとなる。（ロ）支拂人が引受をするには、振出人か或は其の他

の資金義務者との間に、何等かの資金關係がある筈で、何等の資金關係もなく只漫然と引受をすることはないから、若し引受人が支拂資金を受取つて居れば、手續の欠缺又は時効に因つて手形上の権利が消滅すると、手形所持人は手形を取得する場合に支拂つた對價だけを損をし、引受人は受取つて居る資金だけを利得することとなる。(ハ)約束手形の振出人も他の振出人と同様、手形を振出す場合に、受取人から對價を受取つて居る筈であり、又手形の所持人は振出人又は裏書人から手形を取得する場合に、對價を支拂つて居る筈であるから、若し手續の欠缺又は時効に因つて手形上の権利が消滅すれば、約束手形の振出人は、振出の際受取つた對價だけを利得することとなり、手形所持人は手形を取得する場合に支拂つた對價だけを損することとなる。(ニ)小切手の振出人も小切手振出の際對價を受取つて居る筈であるから、若し小切手所持人が、振出日附から十日以内に支拂の爲めにする呈示を怠れば、所謂手續の欠缺に依つて手形上の権利が消滅することとなるから、振出人は振

出の際受取つた對價だけを利得し、小切手の所持人は小切手を取得する際支拂つた對價だけを損をすることとなる。

五 手形上の権利が何人に對しても消滅したのみならず、最早他にも法律上救済の道がなくなつたこと。

利得償還の請求をするには、手形上の権利が消滅しただけでは足らぬ。他の方面に於ても全然法律上救済の道がなくなつた場合でなくてはならぬ。他に法律上救済の道があれば其の方面で手形所持人の損失を取返すことが出来るから、敢て利得償還請求を與へる必要がないからである。この利得償還請求権は、法律上全く救済の道を失つた手形所持人に對して、法律が恩惠的に與へた権利なのである。

以上五つの條件が備はると、始めて利得償還の請求が出来るのである。其の請求し得る額は、振出人又は引受人が利得した額だけである。従つて此の額は必ずしも手形額面と一致しないのみならず、手形所持人が手形を取得する場合に支拂つた額とも一

致しない。例へば甲が千圓の對價を受取つて、千五百圓の手形を振出し、引受人の乙に對しては、支拂資金として未だ五百圓だけしか供給してゐない場合には、振出人の利得した額は五百圓で、引受人の利得した額も五百圓である。従つて手形所持人は手形取得の際、千貳百圓の對價を支拂つて居ても、振出人に對しては五百圓、引受人に對しては五百圓だけしか請求することが出来ぬのである。

利得償還請求權もこれを讓渡することが出来る。併し利得償還請求權は、手形上の權利ではないから、手形の裏書の方法に依つて讓渡することは出来ぬ。一般指名債權と同様、民法の規定に依つて債務者の承諾を得るか、又は債務者に對して讓渡の通知を發するかしなければならぬ。利得償還請求權の時効は請求し得る時から十年である。

手形關係者の責任

五 爲替手形の振出人

爲替手形の振出人は約束手形の振出人と異り、手形の主たる債務者でないから、其の責任は總て所謂間接責任に過ぎぬ。爲替手形の振出人の義務は、擔保の義務と、償還の義務と、利得償還の義務の三つである。

一 擔保の義務

支拂人が引受を拒絶した場合、又は引受人が破産の宣告を受け、相當の擔保を供しない場合には、振出人は擔保を供するの義務を負ふ。詳細は手形所持人の權利中擔保請求權のところを参照されたい。

二 償還の義務

満期日に至り手形が不渡となつたときは、振出人は手形金額及費用を償還するの義務を負ふ。詳細は手形所持人の権利中償還請求権のところを参照されたい。

三 利得償還の義務

手續の欠缺又は時効に因つて手形所持人の権利が消滅した場合に、若し振出人が手形振出につき對價を受取つて居るときは、其の受取つた額だけを手形所持人に償還するの義務を負ふ。詳細は手形所持人の権利中、利得償還請求権のところを参照されたい。

六 約束手形の振出人

約束手形の振出人は爲替手形の振出人と違ひ、手形の主たる債務者であるから、手形所持人が権利保全の手續を怠り、裏書人に對する権利を失つても、振出人は手形金支拂の義務を免れることは出来ぬ。約束手形振出人の義務は、手形金支拂の義務と、

利得償還の義務二つである。

一 手形金支拂の義務

約束手形の振出人は、手形の主たる債務者として、手形金支拂につき絶對的義務を負ふことは、既に屢々述べた通りであるが、手形金支拂について注意すべきは、手形は要式證券であるから、手形の形式上所持人たる資格ある者に對して支拂はなくては、折角支拂をしても其の支拂は無効で、更に眞正なる所持人から請求されたときは二重の支拂をしなければならぬ。即ち手形所持人としての形式的資格あるものに支拂をしなくてはならぬのである、と同時に形式的資格を有する手形所持人に支拂へば、其の者が實質上は所持人たる資格がなくても、其の支拂は有効である。手形の形式上所持人たる資格あるものは、(イ)裏書のない手形では、受取人として記載された者、(ロ)裏書のある手形では、裏書が連続して居り、且つ最後の被裏書人として記載された者である。これ以外の者が所持人である場合には、相續其の

他の原因で正當な所持人となつたことを證明しなくてはならぬ。又裏書の連続が缺けて居る場合には、相續其の他正當な原因で缺ける様になつたことを證明しなくてはならぬ。故に支拂者は手形所持人の形式的資格を調査する義務があることになるのである。但し(イ)裏書を禁止した手形(ロ)無記名式手形(ハ)記名持參人拂式手形については、形式的資格を調査する義務はない。裏書を禁止した手形は受取人以外には手形の権利者はない筈であり、無記名式手形と記名持參人拂式手形は、只手形の交付だけで轉輾し、所持人が何人であるやは問題としないからである。然し形式的資格ある所持人に對して支拂ふ場合でも、其の者が實質上所持人たる資格のないことを知りながら、又手形の形式上の所持人と現に手形を所持して支拂を求めて居る者が同一人でないことを知りながら、或は重大な過失に因つて知らずして支拂つた場合には、其の支拂はやはり無効で、更に眞正な所持人が支拂を求めた場合には、二重の支拂をしなくてはならぬ。

二 利得償還の義務

手續の欠缺又は時效に因つて手形所持人の権利が消滅した場合に、若し振出人が手形振出につき對價を受取つて居る場合には、其の受取つた額だけを所持人に償還するの義務がある。詳細は手形所持人の權利中、利得償還請求權のところを参照されたい。

七 小切手の振出人

小切手の振出人は、爲替手形の振出人と同様、小切手の主たる債務者でないから、其の責任は總て所謂間接責任に過ぎぬ。小切手振出人の義務は、償還の義務と、利得償還の義務の二つである。

一 償還の義務

小切手が不渡となつたときは、振出人は小切手所持人に對して、小切手金額及費

用を償還するの義務を負ふ。詳細は手形所持人の権利中、償還請求権のところを参照されたい。

二 利得償還の義務

手續の欠缺又は時効に因つて、小切手所持人の権利が消滅した場合に、若し振出人が小切手振出につき、對價を受取つて居る場合には、其の受取つた額だけを所持人に償還する義務がある。詳細は手形所持人の権利中、利得償還請求権のところを参照されたい。

八 受 取 人

受取人は手形の第一次の債権者である。受取人の権利は手形所持人としての権利であり、若し裏書譲渡した場合には、裏書人としての義務を負ふのであるから、手形所持人の権利のところと、裏書人の責任のところを参照されたい。

九 支 拂 人

支拂人は爲替手形と小切手にあるだけである。支拂人は單に支拂人としては何等手形上の義務を負はぬ。只手形金の支拂をした場合に、振出人との支拂委託關係に基づいて、手形關係外に於て支拂金の補償を求め得るだけである。然し小切手の支拂人が支拂保證をしたときは、支拂保證人として小切手金支拂につき絶對的義務を負ふ。此の點については支拂保證人のところを参照されたい。

一〇 支 拂 擔 當 者

支拂擔當者は手形金の支拂を擔當する者である。支拂擔當者を記載し得る手形は、爲替手形と約束手形だけである。支拂擔當者は何等手形上の義務を負はぬ。只支拂擔當者の記載してある手形の所持人は、支拂擔當者に對して支拂の爲めの呈示をしたこ

とを、支拂拒絶證書に依つて證明しないと、前者に對する償還請求權を失ふのみならず、引受人及約束手形の振出人に對する權利をも失ふ。

一一 豫備支拂人

豫備支拂人を記載し得る手形は、爲替手形と約束手形だけである。又爲替手形では振出人も裏書人も記載し得るが、約束手形では裏書人が記載し得るだけである。豫備支拂人は何等の權利も義務もない。只參加引受をした時、參加引受人と變じて、被參加人の後者に對して手形金額及利息費用を支拂ふ義務を負ふ。

一二 引受人

引受人は約束手形の振出人と同様、爲替手形の主たる債務者であるから、手形所持人が權利保全の手續を怠り、裏書人及振出人に對する權利を失つても、引受人は手形

金支拂の義務を免れることは出来ぬ。引受人の義務は、手形金支拂の義務と利得償還の義務の二つとである。

一 手形金支拂の義務

手形金支拂の義務については、手形所持人の權利中手形金支拂請求權のところと、約束手形の振出人の義務中手形金支拂義務のところとを参照されたい。

二 利得償還の義務

手續の欠缺又は時効に因つて手形所持人の權利が消滅した場合に、若し引受人が振出人又は資金義務者から支拂資金を受取つて居るときは、其の受取つた額だけを手形所持人に償還する義務がある。詳細は手形所持人の權利中利得償還請求權のところを参照されたい。

一三 參加引受人

參加引受人は満期日に至り支拂人が支拂を拒絶した場合に、被參加人の後者に對して手形金額、利息及費用を支拂ふ義務を負ふ。併し手形所持人が満期日及其の後の二日以内に、支拂人又は支拂擔當者に手形を呈示して支拂を求めた後、尙右期間内に參加引受人に手形を呈示して支拂を求めないときは、其の義務を免れる。詳細は手形所持人の權利中手形金支拂請求權のところを参照されたい。

一四 參加支拂人

參加支拂は爲替手形と約束手形にあるだけである。參加支拂人は、參加支拂に因つて引受人、被參加人及被參加人の前者に對する手形所持人の權利を取得する。故に引受人に對しては手形金額、利息及費用の支拂を請求することが出來、被參加人及被參加人の前者に對しては、手形金額、利息及費用の償還を請求することが出來る。尙參加支拂人は手形關係外に於ては、被參加人との間に一般私法上の關係に基づいて、支

拂金の補償を求むる權利があるから、被參加人に對しては、手形金額、利息及費用の償還請求權と、支拂金補償の請求權との何れをも、自由に選擇して行ふことが出來るのである。

一五 裏書人

裏書人は引受が拒絶された場合と、引受人又は約束手形の振出人が破産の宣告を受け相當の擔保を供しない場合に、自己の後者に對して擔保を供するの義務を負ふ。又満期日に至り手形が不渡になつた場合に、手形金額、利息及費用を償還する義務を負ふ。

裏書人が自己の後者から擔保の請求を受け、擔保を供した場合には、更に自己の前者に對して擔保の請求をすることが出來る。又後者から償還の請求を受け償還した場合には、更に前者に對して償還金額及費用の償還を請求することが出來る。但し無擔

保の裏書、裏書禁止の裏書、取立委任の裏書をした裏書人は右の様な権利も義務もない。詳細は手形所持人の権利中擔保請求權と償還請求權のところを参照されたい。

一六 被裏書人

被裏書人は更に裏書讓渡する迄は手形の所持人であるから、手形所持人としての權利を有する。此の場合の權利は手形所持人の權利のところを参照されたい。

又裏書讓渡をした場合には、裏書人としての義務を負ふ。此の場合の義務は裏書人のところを参照されたい。

一七 手形保證人

手形保證人と言ふのは、保證人として手形に署名した者である。手形に署名しない保證は一般私法上としての効力はあるが、茲に述べる手形保證ではない。手形保證の

制度は、爲替手形と約束手形にあるだけである。裏書人の責任は事實に於ては、一般私法上の保證以上の効能があるが、法律は手形上の權利を一層確實ならしめる爲めに、一般私法上の保證に比し、非常に強力な手形保證の制度を設けたのである。保證は元來主たる債務（保證される債務のこと）の履行を擔保するものであるから、主たる債務に附隨的に存在するもので、主たる債務が存在しなければ、保證も存在しない。主たる債務が無効であれば、保證も無効であるのが原則であるが、手形保證に於ては一般の原則を破つて、主たる債務の實質上の無効は手形保證の成立に何等の影響を及ぼさないのである。即ち、苟くも手形の形式上手形行爲があれば、其の行爲が事實上は存在しない場合でも、手形保證人は其の責任を免れることは出来ぬ。例へば裏書人の爲めに手形保證をした場合に、其の裏書が偽造であるとすれば、裏書人は何等責任はないのであるが、其の手形保證は有効で、保證人は責任を免れることは出来ぬ。又引受人の手形保證をした場合に、其の引受人が無能力者で其の引受を取消した

結果、引受は初めから無効となつても、其の手形保証は有効で、其の引受が有効であると同様の責任を負はなければならぬ。併しこれが爲めに保証が従たる債務である本質を全然失ふのではない。即ち(一)主たる債務が手形の外觀上存在しないことが明白であれば、手形保証も亦成立しない。例へば主たる債務者の署名がなかつたり、主たる債務者が無擔保裏書をして居る場合には、手形保証も無効である。(二)一旦手形保証が有効に成立した以上は、主たる債務と其の運命を共にする。例へば主たる債務が辨済、時効、手續の欠缺、その他債務の消滅原因に因つて消滅した場合には、手形保証人も亦其の責任を免れる。(三)主たる債務者の有する抗辯は、保証人もこれを利用することが出来る。例へば主たる債務者の債權に依り、所持人に對して相殺を主張することが出来る。(四)手形所持人が、主たる債務者に對して、權利の保全に必要な行爲又は時効の中断に必要な行爲をすれば、其の効力は當然手形保証人にも及ぶ。

手形保証人は主たる債務者と同一の責任を負ふのである。即ち振出人の保証をすれ

ば振出人と同一の責任を負ひ、裏書人の保証をすれば裏書人と同一の責任を負ひ、引受人の保証をすれば引受人と同一の責任を負ふ。故に手形所持人は主たる債務者と、手形保証人との何れに對しても自由に權利を行ふことが出来るので、一般私法上の保証の様に、先づ主たる債務者に請求した後でなくては、保証人に請求することが出来ぬのではない。又主たる債務者に充分の資力があり且つ執行の容易なることを證明された場合でも、直ちに保証人に對して請求することが出来る。數人の保証人がある場合には、其の數人は各獨立して全部の責任を負ふ結果、其の數人の何人に對しても自由に各全部の請求をすることが出来るのである。

主たる債務の一部の保証、或は債務に制限其の他の條件を附した保証は無効である。

手形保証人が手形所持人の請求に應じて、保証債務を履行すると、保証人は(一)手形の所持人が主たる債務者に對して有せし權利を取得する。故に引受人の保証人

は、所持人が引受人に對して有せし支拂請求權を取得し、裏書人の保證人は所持人が裏書人に對して有せし償還請求權を取得する。(二) 主たる債務者が其の前者に對して有する權利をも取得する。即ち裏書人の保證人は、裏書人が其の前者たる裏書人又は爲替手形の振出人に對する償還請求權を取得することとなるのである。

手形保證人が其の權利を取得した場合には、主たる債務者は、手形所持人に對抗し得る事由を以て、又前者は、主たる債務者に對抗し得る事由を以て、保證人に對しても對抗し得るのである。

一八 小切手の支拂保證人

小切手には手形保證の制度がないから、たとへ手形保證をしても無効であるが、實際の取引に於ては支拂保證が行はれて居る。支拂保證について從來銀行界に慣用されてゐる方式は、小切手に『支拂保證』なる印を押捺し、且つ支拂人たる銀行の代表者

の印を押捺して居る。小切手の支拂保證が手形法を離れた一般法律の上から見て、果して法律上有效であるや否や、又有効であるとしても、如何なる效力を有するやについては、一時小切手保證問題として盛に議論されたことがあるが、大審院判決は、支拂人たる銀行が小切手面に支拂保證の旨を記載すると、小切手所持人の何人に對しても、小切手金支拂について絶對的義務を負担するものとした。故に、小切手の支拂保證人は、恰も爲替手形の引受人、約束手形の振出人の如く、小切手金支拂について時效の完成する迄絶對的義務を負ふのである。然し支拂保證人の義務は手形上の債務ではないから、其の時効は五ヶ年である。

手形債務者の支拂拒絶權

手形債務者は、勿論手形債權者の請求に應じて、其の債務を履行しなければならぬ。併し債務者たる以上如何なる理由があつても、債權者の請求に應じなければならぬのではない。債權者の請求を拒絶すべき正當な理由があれば、其の理由を主張して支拂を拒絶することが出来る。此の拒絶權を學者は手形抗辯と言つて居る。

此の支拂拒絶權には、何人に對しても主張し得る理由と、手形取引をした直接の當事者にだけ主張し得る理由との二種がある。

一九 何人に對しても主張し得る拒絶理由

一 手形が其の形式を缺いで居るから無効なりとの理由

例へば爲替手形や小切手に支拂地が記載してなく、且つ支拂人の肩書地も記載してない場合は、其の手形は手形の必要文句を缺いだ無効のものであるから、此の手形はいくら輾轉しても手形上の權利義務を發生することはない。故に、か様な形式を缺いだ無効の手形に依つて請求を受けた場合には、手形の無効を主張して請求を拒絶することが出来るのである。

二 手形が偽造若しくは變造であるとの理由

例へば偽造手形の所持人が、被偽造者に對して請求をした場合に、被偽造者はこれは自分の署名した手形ではない、他人が自分の署名を偽造したものであるから、自分には責任はないことを主張して、請求を拒絶することが出来るのである。

又偽造手形又は變造手形を惡意又は重大な過失に因つて取得した者は、手形上の權利がないから、これ等の者が請求をした場合には、惡意又は重大な過失に因つて

取得したものであると主張して、請求を拒絶することが出来るのである。

三 手形上の権利が手續の欠缺又は時効に因つて消滅したとの理由

例へば引受拒絶證書を作成せずして擔保の請求をして來た場合や、支拂拒絶證書を作成せずして償還請求をして來た場合には、手續の欠缺を主張して請求を拒絶することが出来るのである。

又約束手形の振出人や、爲替手形の引受人に對して、満期日後三年間権利の行使を怠れば、時効に因つて権利が消滅するから、これ等の者が手形金の請求をして來た場合には、時効に因つて権利が消滅したことを主張して、請求を拒絶することが出来るのである。

四 無能力の理由で手形行爲を取消したとの理由

例へば未成年者、禁治産者、準禁治産者、妻等は、親權者、後見人、保佐人、夫等の同意を得るか、親權者又は後見人が代理してゝなくては手形行爲をすることは

出来ぬ。これ等の者が單獨に手形行爲をした場合には、これを取消することが出来るから、若し手形行爲を取消した後、手形上の請求を受けた場合には、手形行爲を取消して最初から手形行爲は無効となつてゐることを主張して、請求を拒絶することが出来るのである。

五 手形の支拂を了し若くは手形金額を供託したとの理由

例へば手形金の支拂を了すれば最早手形債務は消滅する。又爲替手形と約束手形とは、支拂拒絶證書作成期間經過後は何時にても手形金額を供託して其の債務を免れることが出来るから、若し手形金の支拂後、又は手形金額の供託後、手形金の請求を受けた場合には、これを主張して請求を拒絶することが出来るのである。

六 代理人の署名だけあつて本人の表示がないとの理由

例へば手形行爲を代理人に依つてする場合には、乙野次郎代理人甲郎太郎と言ふ風に、必ず本人を表示し且つ代理人たることを示して署名しなければならぬ。若し

代理人が本人を表示しない場合には、事實代理人としての署名である場合でも、本人は手形上の責任を負はぬから、本人を表示しない手形に依つて本人に請求した場合には、本人はこれを主張して、請求を拒絶することが出来るのである。

七 手形が除權判決に因つて無効になつたとの理由

例へば手形を紛失、遺失或は盜難等に因つて喪失したときは、手形喪失者は権利を行ふことが出来ないのみならず、喪失した手形は何時何人が拾得して権利を行ふか分らぬ危険があるから、法律は手形喪失者を保護する爲め公示催告に依る除權判決の方法を設けて居る。故に手形喪失者は、除權判決に依つて権利を行ふと同時に、除權判決に因つて喪失手形は無効となるから、若し除權判決があつたに拘らず何人かが喪失手形を取得して請求した場合には、其の手形は除權判決に因つて無効になつたものであることを主張して、請求を拒絶することが出来るのである。

八 手形行爲が全然意思なくしてされたものであるから無効であるとの理由

例へば泥酔して意識を喪失して居るときに署名したとか、或は重病で心神喪失中に署名したとか、か様な場合は法律は人の行爲と見ないから、かかる手形行爲は無効である。か様な場合の署名に依る手形を以て、其の署名者に請求して來た場合には、其の手形行爲は無効であることを主張して、請求を拒絶することが出来るのである。

九 強迫に因つて手形行爲をした場合にこれを取消したとの理由

例へば強迫を受け強迫に脅威を感じて手形に署名した様な場合には、これを取消すことが出来るから、これを取消した後に請求を受けた場合には、これを主張して請求を拒絶することが出来るのである。

一〇 手形行爲が錯誤に因つてされたから無効であるとの理由

手形行爲が錯誤に因つてされた場合には、其の手形行爲は無効であるから、か様な手形を以て請求して來た場合には、錯誤を主張して請求を拒絶することが出来る

のである。茲に特に注意しなければならぬことは、手形行爲の錯誤は、手形行爲そのものについての錯誤でなくてはならぬことである。例へば受取人甲野太郎を乙野次郎なりと誤信して手形を振出した様な場合や、被裏書人甲野太郎を乙野次郎なりと誤信して裏書した場合の様に、人についての錯誤は、手形行爲の錯誤とはならぬが、若し手形ではないと信じて手形に署名した場合等は、手形行爲の錯誤となるからこれを主張して請求を拒絶することが出来るのである。

一一 代理權のない者のした手形行爲であるから責任はないとの理由

例へば甲太野は乙野次郎に代理權を授與したことはないに拘はらず、乙野次野は勝手に甲野太郎の代理人として手形行爲をした場合には、甲野太郎は假令手形に本人として表示してあつても何等手形上の責任を負ふことばない。又會社の代表者でない者が、會社の代表者として手形行爲をしても、これに依つて會社は何等責任を負ふことはない。か様に代理權のないものが代理人なりとして、手形行爲をした手

形を以て、本人に請求した場合には、これを主張して請求を拒絶することが出来るのである。

一二 取締役が監査役の承認を得ずして自己又は第三者の爲めにした手形行爲であるから會社に責任はないとの理由

例へば甲會社の取締役乙野次郎が、甲會社を代表して手形を振出し、乙野次郎個人が受取人として手形を受授する様な場合、又は乙野次郎が甲會社と丙會社との兩會社の取締役として兩會社を代表して、甲會社を振出人とし、丙會社を受取人として、手形を受授する様な場合には、何れも商法第七十六條の規定に依つて監査役の承認を必要とするから、此の場合に監査役の承認を得て居なければ會社には責任がない。か様な手形に依つて會社に請求して來た場合には、會社は監査役の承認がないことを主張して請求を拒絶することが出来るのである。

二〇 直接の當時者間だけに對抗し得る拒絶理由

直接の當事者間に於てのみ主張し得る拒絶理由は、實に多種多様であつて、其の全部を茲に擧げることが到底出来ないが、其の最も一般に行はれる例を擧げると

一 原因の欠缺

例へば金銭消費貸借について手形を交付したが、實は未だ金銭の受授がないので、消費貸借が法律上成立して居ない場合には、其の金銭貸借の當事者間だけに於ては、消費貸借の不成立を主張して請求を拒絶することが出来るのである。又賣買代金の支拂の爲めに手形を交付したが、實は其の賣買契約は無効であつた様な場合には、買主は賣主に對してだけは、賣買契約の無効を主張して請求を拒絶することが出来るのである。

二 相殺

例へば金額千圓の手形について、甲乙丙の三人の手形債務者がある場合に、手形債務者甲は、手形権利者丁に對して、別に金千圓の債權を有するとき、甲は丁に對してだけは、其の債權と手形債務とを相殺することを主張して、請求を拒絶することが出来るのである。

三 免除

前例の場合に、手形債務者甲だけが、手形権利者丁から手形債務の免除を受けて居る場合には、甲は丁に對してだけは、免除を受けて居ることを主張して、手形金の請求を拒絶することが出来るのである。

四 延期

例へば前例の場合に於て、手形債務者乙は手形債權者の丁から、別に満期日の訂正をせずして或る時期迄支拂の延期を受けて居るときは、丁から満期日に請求されても、延期を受けて居ることを主張して請求を拒絶することが出来るのである。

五 代理

例へば雇人の如き者が其の主人を代理して、主人の名を表示せず、自分の署名だけを以て手形行爲をした場合に、其の受取人が主人の代理であることを承知して手形を受授して居るときは、雇人は受取人に對してだけは、本人たる主人が責任を負ふべきであつて、自分の責任ではないことを主張して、請求を拒絶することが出来るのである。

六 交互計算

例へば手形債務が交互計算の一項目に組入れられて居るときは、交互計算の相手方に對してだけは、手形債務が交互計算に組入れられて居ることを主張して、請求を拒絶することが出来るのである。

以上述べた拒絶理由は、勿論其の理由の生じた當事者間だけに於てのみ拒絶理由となるのであつて、其の當事者以外の者に對しては、拒絶の理由とはならぬ。併し假令

其の手形が當事者以外の者に輾轉した場合でも、若し其の手形を取得する際に、かかる拒絶理由のあることを知りながら取得した場合には、其の者に對しては尙其の理由を主張して請求を拒絶出来るのである。例へば甲が乙に對して賣買代金の支拂の爲めに手形を交付した場合に、若し其の賣買が無効であれば、甲は賣買の無効を主張して乙の請求を拒絶することが出来るのであるが、若し丙が更に乙から其の手形を譲受けるに際して、甲乙間に存在する理由即ち甲乙間の賣買の無効なることを知りながら譲受けた場合には、甲は丙に對しても賣買の無効を主張して請求を拒絶出来るのである。然しこれは絶對的の原則ではない。其の拒絶理由が性質上特定の相手方に對してのみ主張せられるものであるときは、假令第三者が其の理由を知りながら手形を取得しても、其の第三者に對しても同一の理由を主張することは出来ぬ。例へば實際に於て頻繁に行はれる融通手形の如きは、振出人はこれに依つて直接の相手方たる受取人に對しては、債務を負擔する意思はないのであるから、受取人の請求に對しては融通

手形たることを主張して拒絶することが出来るが、其の受取人に自分の信用を利用させる意思で手形を交付するのであるから、受取人以外の者に對しては債務を負擔する意思である。故に其の手形を取得した第三者は、融通手形であることを知つて居ると否とに拘らず、振出人に對して完全に権利を行ふことが出来るのである。即ち振出人は第三者に對してはその第三者が融通手形なることを知りながら取得しても、融通手形なることを主張して請求を拒絶することは出来ぬのである。

第三編 手形の書き方

手形の書き方の如きは一見頗る平凡な問題の如く見えて、實は手形取引の當事者に取つては、一番大切な問題である。その書き方如何は、直ちに権利の存否に影響して來るのである。

本編に於ては手形の書き方の總ての場合を網羅して、その記載の必要な場合と、その記載に依つて生ずる法律効果とを説明した。そしてその手形文例は、手形の標準文例たることを期した。

雛形の説明に於ては、各種手形の振出の場合と裏書の場合に注意すべき事柄を説明

し、各種手形の書き方下部の説明中、『適用範囲』に於ては、その書き方が三種の手形の内、何の手形に應用されるのであるかの範囲を示し、『説明』に於ては、その記載し得る場合と、その記載に依つて法律上如何なる效力を生ずるかを説明した。本編の説明の個所のみを通讀されるも、手形法の大體の觀念を了得し得る筈である。

爲替手形の雛形及其その解明

面 表

| | |
|----------|---|
| 第一號 | 印紙 爲替手形 |
| 一金五千圓也 | 右金額甲野太郎殿又ハ同人指圖人 へ御支拂可被成候也 |
| 支拂地 東京市 | 支拂期日 昭和四年十二月一日 |
| 昭和四年十月一日 | 乙野次郎 |
| 丙野三郎殿 | |
| 受引 | 昭和四年十月十日 支拂場所 株式東京銀行 東京市四谷區花園町五番地 丙野三郎 |

面 裏

| | | | | |
|--|---|---|---|----------------------------------|
| 表面ノ金額 丁野權郎殿又ハ同人指 圖人へ御支拂可被成候也 昭和四年十月二十日 甲野太郎 | 表面ノ金額 殿又ハ同人指 圖人へ御支拂可被成候也 昭和 年 月 日 | 表面ノ金額 殿又ハ同人指 圖人へ御支拂可被成候也 昭和 年 月 日 | 表面ノ金額 殿又ハ同人指 圖人へ御支拂可被成候也 昭和 年 月 日 | 表面ノ金額正ニ受取候也 昭和四年十二月一日 丁野權郎 |
|--|---|---|---|----------------------------------|

一 表面の説明

此の爲替手形は、一般に行はれる極く普通のものを示した。手形は爲替手形に限らず總て一定の形式を必要とし、手形に記載すべき事項は、法律で一定して居るから、其の形式を缺いた手形は全然無効であつて、無効の手形は爾後幾人の手に渡つても、又これに幾人裏書や保證や引受をしても有効となることはない、のみならず其の裏書や保證や引受も無効である。手形に記載すべき事項中には左の四種がある。

第一 手形に必要な記載事項で、其中一つの記載が缺けても、手形が無効となる事項、これは以下必要文句と名附けて説明する。

第二 手形の成立には別に影響はないが、これを記載すると一定の手形上の效力を生ずる事項、これは以下任意文句と名附けて説明する。

第三 記載してもしなくても手形の效力に影響のない事項

第四 記載すると却つて手形の效力を害する事項

手形を振出すには右の内の必要文句を記載して、振出人がこれに署名し、これを受取人に交付するのである。振出人の手中にある間はまだ振出とは言へぬ、一片の白紙と同じことで、何等の法律關係を生じない。受取人に交付して始めて振出と言ふことが出来、且つ色々の法律關係を生ずるのである。手形の記載は別に事實と一致して居なくとも、手形そのものの成立には別に影響はない。例へば、金五千圓の取引に對して金壹萬圓也と書いても、又昭和四年十月一日に振出した手形の振出日附を、昭和四年十二月一日と書いても、何れも手形としては有効に成立する。爲替手形と約束手形とは參錢の收入印紙を貼付し、紙面と印紙の彩紋とにかけて、振出人の消印をしなければならぬ。若し印紙の貼付を怠れば脱税として罰せられるが、これは只納税の關係にすぎぬから、印紙の貼付がなくても、手形の效力には別に影響はない。以下手形の記載事項について説明する。

第一 必要文句

爲替手形の必要文句は次の九種である。

一 爲替手形たることを示すべき文字

これは通常手形文句と言つてゐる。他の手形と一見して區別出来る様に爲め必要としたのである。この文句は普通『爲替手形』と書くが『爲替』或は『爲替證書』と言ふ風に書いても良い。一見して爲替手形であることが分る程度に書けば良いのである。

二 一定の金額

これは手形金額のことである。手形は金銭の支拂を目的とするものであるから、金銭以外のものを記載しては無効である。例へば『石炭百噸』或は『米百石』などと書いても手形とならぬ。又手形金額は一定の金額でなくてはならぬ。一定と言ふのは『金百圓也』とか『金五百圓也』と言ふのが一定してゐるので『金千圓又は金五千圓

也』では千圓拂ふのか五千圓拂ふのか分らぬから一定とはならぬ。記載する場所は何處でも良い。一ヶ所に限られた譯でなく數個所へ記載しても良い。若し數個所に記載した金額に差違があるときは、主要な部分に記載したものを手形金額と見る。

三 支拂人の氏名又は商號

雛形の丙野三郎が支拂人に相當する。支拂人の氏名又は商號は必ずしも公簿上のものと一致して居なくても良い。

又數人の支拂人を記載しても良い。只其の數人が分擔して支拂ふとか、或は甲が支拂はぬときは乙が支拂ふとか、選擇的な支拂方法を記載すると手形が無効となる。又數人の支拂人は何れも同一支拂地内に居住するものでなくてはならぬ。従つて支拂地を記載せぬ場合には、數人の支拂人に附記してある地が何れも同一でなくてはならぬ。

又振出人と支拂人とは普通は別人であるが同一人でも良い。これを『自己宛爲替

手形』と言つて、同一商號の營業所を數個所に有する場合や、振出人が支拂地で自分で支拂はんとする場合などに、自己宛爲替手形が屢々振出されて居る。『自己宛爲替手形』は實質に於て振出人自身が支拂責任を負ふのであるから、一寸約束手形に似てゐるが、形式上は矢張り振出人が支拂人に支拂を委託することになつて居るから、何處までも爲替手形で、若し不渡の場合に所持人が其の手續を怠ると、振出人は振出人たる資格に於ては、最早責任を免れることになるのである。

四 受取人の氏名又は商號

雖形の甲野太郎が受取人に相當する。受取人も支拂人と同じく別に公簿上の名稱と一致しなくても良い。

受取人と振出人とは債權者と債務者との反對の地位にあるから、普通は別人であるが、これも同一人を書いても良い。實際に於ては手形の割引は多くの場合裏書の方法に依つて居るから、手形の割引を受ける際、振出人が自分を受取人として一應

手形を振出し、更に裏書をして割引銀行へ交付して居る。又振出人が先づ支拂人の引受を得て、其の信用を利用せんとする場合にも、自分を受取人として振出すことも屢々行はれて居る。これ等の手形を『自己指圖爲替手形』又は『自己受爲替手形』と云ふのである。又振出人と支拂人と受取人と總て同一人としても有効である。

受取人は數人を記載することが出来る。數人の受取人を記載した場合には、受取人間の内部關係では、一定の割合を以て權利を有することとなるが、外部關係では共同して其の權利を行はなければならぬ。従て裏書をする場合に其の内の一人だけが裏書をして無効である。必ず其の數人が共同して裏書をしなければならぬ。受取人を記載することは手形の成立要件で、受取人の記載がないと、其の手形は勿論無効であるが、受取人の記載については必要文句中他の事項とは聊か異なる點が定めてある。即ち金額三十圓以上のものに限り、無記名式又は記名持參人拂式のものとして振出すことが出来るのである。無記名式手形は受取人の氏名又は商號を記載

せず、手形の所持人又は持参人に支拂ふ旨を記載した手形で、單に手形の交付のみに依つて讓渡することが出来る。記名持参人拂式手形は、受取人の氏名又は商號を記載し且つ手形の持参人にも支拂ふ旨を記載した手形である。此の手形は勿論無記名式手形ではないが、法律上無記名式手形と同様に取扱はれるのである。即ち此の手形も手形の交付のみに依つて讓渡することが出来るのである。

五 單純なる支拂の委託

これを委託文句と云ふ。爲替手形は振出人が支拂人に手形金額の支拂を委託する形式になつて居るから、此の文句を必要としたのである。外國の法律では委託文句の記載は當然のこととして法律に明文を置かぬ國もある位である。日本では法律に明文を置いて委託文句を必要としてゐる。委託文句の書き方については別に制限はない。普通使用される文句は『右金額甲野太郎殿又ハ同人指圖人ニ御支拂可被成候也』とされて居るが、此の『御支拂可被成候也』は『支拂フヘシ』でも『支拂ハレ

タシ』でも又『御支拂相成度候也』でも何れでも、只支拂を委託する意味が表はれて居れば良い。然し委託文句は勿論單純な支拂委託でなければならぬ。支拂に條件を附し或は支拂の方法を限定する様な書方をすると、手形が無効となる。

六 振出の年月日

振出の年月日は必ずしも事實と一致しなくても良い。例へば五月一日に振出したものを、五月十日と記載しても有効である。只不能の年月日を記載すると手形が無効となる。例へば二月三十一日とか、四月三十一等事實存在しない年月日、或は振出の年月日が支拂期日より後日となつて居ては手形が無効となる。

七 一定の満期日

満期日は手形金の支拂期日である。手形に満期日の記載を必要としたのは、債権者が其の権利を行ふ時期を、又債務者が其の義務を履行する時期を知らしめる爲めである。満期日を定める方法は左の四種に限定されてゐる。これ以外の満期日を記

載しても無効である。

イ 確定せる日

確定せる日は一般には『支拂期日昭和何年何月何日』と書くが、必ずしもかう書かなくても『昭和何年何月何日』と書いても亦『昭和何年何月何日迄』と書いても良い。支拂期日が確定的に分る様に書けば良いのである。確定せる日を満期日とした手形を『定日拂手形』と云ふ。

ロ 日附後確定せる期間を経過したる日

これは振出の日附から一定期間を経過した日を支拂期日としたものである。『支拂期日 日附後一週間(又ハ何日間)ヲ経過シタル日』と云ふ風に書くのである。経過したる日と云ふのは期間の末日のことを指すのである。此の満期日を記載した手形を『日附後定期拂手形』と云ふ。

ハ 一覽の日

一覽の日と云ふのは支拂を求むる爲め手形を呈示した日である。即ち支拂の爲めの呈示をした日が支拂期日となるのである。『支拂期日 一覽の日』或は『支拂期日 一覽拂』と云ふ風に書く。此の満期日を記載した手形を『一覽拂手形』と云ふ。一覽拂手形は振出の日附から一年以内に支拂の爲めの呈示をしたことを、支拂拒絶證書に依つて證明せぬと前者に對する権利を失ふ。

ニ 一覽後確定せる期間を経過したる日

此の満期日の一覽の日は、一覽拂手形の一覽の日と異なり、引受の爲めに手形を呈示した日を指すのである。即ち引受の爲めに手形を呈示した日から、一定の期間を経過した日が支拂期日となるのである。其の呈示すべき期間は振出の日附から一年以内である。此の満期日は普通『支拂期日 一覽後一週間(又ハ何日間)ヲ経過シタル日』と云ふ風に書く。此の満期日を記載した手形を『一覽後定期拂手形』と云ふ。

満期日は手形の必要文句であるから、満期日の記載を缺いた手形は無効となる譯であるが、満期日の記載も他の必要文句と違ひ、満期日を記載しない手形はこれを一覽拂手形と看做されるのである。然し満期日を記載しないと云ふことは支拂期日について全然記載しないことで、普通使用する印刷用紙には『支拂期日』なる不動文字が印刷してあるから、此の『支拂期日』の不動文字の下に何等の記載のないのは、これを一覽拂手形と認むべきでなく、白地手形と認むべきか、或は満期日につき記載を缺いた無効の手形と認むべきかである。

八 支拂地

支拂地は手形金を支拂ふ地である。この支拂地の記載も絶對的に必要ではない。支拂地の記載がなくても、支拂人の氏名又は商號に附記した地があれば、これを支拂地と見られるのである。故に支拂地の記載もなく、尙支拂人の氏名又は商號に附記した地もないときは其の手形が無効となる。

支拂地を記載するには、市、町、村、又はこれに該當すべき北海道若くは沖繩縣の區の如き地域（即ち最小行政區劃）を記載しなければならぬ。故に例へば『東京市』『横濱市』『大阪市』等と記載するのは良いが『東京府』『神奈川縣』或は『住吉區』等と記載しては無効である。

又支拂地の記載は單一でなくてはならぬ。『東京市又ハ大阪市』等と記載し、或は手形金額千圓也の内『五百圓ハ東京市五百圓ハ大阪市』等と記載しても無効である。又支拂地と支拂人の住所地とは同一であるのが普通であるが、異つて居てもよい。これを『異地拂手形』又は『他地拂手形』と云ふ。

九 振出人の署名

署名と云ふことは自署することである。自署でなくては署名と云へぬ。署名の場合には必ずしも捺印を必要としない。實際に於ては署名の上捺印して居るが、署名だけで法律上は有効である。

署名に代へて記名捺印しても良い。記名と云ふのは單に名を記すことで、其の記載の方法は他人が手署すると印刷其の他の複寫の方法に依るとを問はぬ。捺印と云ふのは調印と同じ意味である。自分が直接押捺するも他人に押捺させるも何れでも差支ない。又其の印影は實印でも認印でも又官公署に届出済のものでも、何れでも本人の印章であれば法律上の效力に變りはない。記名捺印が名義人の意思に出でた以上は何人がするも法律上有効である。

署名の際振出人の氏名を表示する方法は、振出人の何人であるかを認め得る程度に記載すれば、必ずしも戸籍面の氏名と一致しなくても良い。例へば市川中車とか、橋本邦邦とか、島崎藤村と云ふ様な、藝名又は雅號を記載するも差支ない。振出人が商人であれば商號を記載しても良い。

代理人に依つて振出す場合には、本人の氏名又は商號を記載した上、尙代理人たることを表示して、代理人が署名しなくてはならぬ。例へば

甲野太郎代理人

乙野次郎[㊟]

甲野太郎商店支配人

乙野次郎[㊟]

としなくてはならぬ。單に『乙野次郎[㊟]』としては乙野次郎が振出人として責任を負はなければならぬ。

親権者其他法定代理人が無能力者に代つて振出す場合には、無能力者の氏名を表示し且つ法定代理人たることを表示して、法定代理人の署名をしなくてはならぬ。例へば

甲野太郎親権者

乙野次郎[㊟]

甲野太郎後見人

乙野次郎[㊟]

としなくてはならぬ。單に『乙野次郎[㊟]』としては乙野次郎自身の振出となる。

又會社其の他の法人の署名については、會社其の他の法人名を記載した上、その代表者が代表資格を表示して署名しなければならぬ。例へば

東京殖産株式会社取締役 乙野次郎[㊟]
 財團法人濟々會理事 乙野次郎[㊟]

としなくてはならぬ。單に『東京殖産株式会社[㊟]』財團法人協調會[㊟]』としては無効である。

第二 任意文句

任意文句を記載すると否とは手形の成立其のものには何の形響もないが、この文句を記載すると、その記載文句に従つて、一定の手形上の效力を生ずるのである。この任意文句は左の十一種である。

一 豫備支拂人

振出人は支拂地に居住するものを豫備支拂人として記載することが出来る。豫備支拂人の記載ある手形の所持人は、引受が拒絶された場合には尙豫備支拂人に参加引受を求めないと擔保の請求権を失ひ、不渡の場合には豫備支拂人に参加支拂を求

めないと償還請求権を失ふ。

二 支拂人の氏名又は商號に附記したる地

これは支拂人の肩書地のことである。支拂人の肩書地を記載すると、支拂地の記載がない場合には、この肩書地を支拂地と看做され、又肩書地は支拂人の住所又は營業所の所在地と看做される

三 支拂擔當者

振出人は支拂人以外のもので支拂地に居住する者を支拂擔當者として記載することが出来る。支拂擔當者の記載ある手形の所持人は、満期日及其の後の二日以内に先づ支拂擔當者に手形を呈示して支拂を求めたことを、拒絶證書に依つて證明しないと、償還請求権を失ひ且つ引受人に對する權利をも失ふのである。

四 支拂の場所

振出人は支拂地に於ける支拂の場所を記載することが出来る。支拂場所の記載あ

る手形の所持人は、支拂場所に於て手形を呈示して支拂を求めなければ支拂の爲めの呈示をしたことにならぬ。

五 裏書の禁止

振出人は裏書を禁止する旨を記載することが出来る。裏書禁止の記載ある手形は、指圖證券たる性質を失ひ、裏書に依つて手形を譲渡することは出来ぬ。その譲渡には民法の指名債權譲渡の規定に基づき、債務者に對して譲渡の旨を通知するか、譲渡につき債務者の承諾を得るかしなければならぬ。

六 引受の爲めにする呈示期間

振出人は『一覽後定期拂手形』に一年より短い呈示期間を定めて記載することが出来る。この記載ある手形の所持人は、その期間内に引受の爲めの呈示をしたことを、拒絶證書に依つて證明しないと前者に對する手形上の權利を失ふのである。

七 引受の呈示をなすべき旨の記載

振出人は支拂擔當者を記載しない手形に引受の爲めの呈示をなすべき旨を記載することが出来る。この記載ある手形の所持人は、引受拒絶證書に依つて引受の爲めの呈示をしたことを證明しないと、前者に對する手形上の權利を失ふのである。

八 支拂の爲めにする呈示期間

振出人は一覽拂手形に對し一年より短い呈示期間を定めて記載することが出来る。この記載ある手形の所持人は、その期間内に支拂の爲めの呈示をしたことを、支拂拒絶證書に依つて證明しないと、前者に對する手形上の權利を失ふのである。

九 振出地

振出人は振出地を記載することが出来る。振出地は約束手形に於ては必要文句となつてゐるが、爲替手形に於ては任意文句となつてゐる。振出地の記載については別に制限はないから、振出人の氏名又は商號に附記した地があるときはこれを振出地と解釋される。振出地の記載ある爲替手形の所持人は、償還請求の場合に振出人

に對して償還請求の通知をしなければならぬ。若しその通知を怠ると、これに因つて生じた損害を賠償する義務を生じ且つ利息及費用の請求権を失ふのである。

一〇 支拂拒絶證書作成の免除

振出人は支拂拒絶證書作成免除の記載をすることが出来る。この記載ある手形の所持人は、その記載者に對しては、支拂拒絶證書を作成せずして償還の請求をすることが出来る。然し支拂拒絶證書作成免除の記載は、支拂の爲めの呈示をも免除したことになるから、支拂拒絶證書作成免除の記載があるも支拂の爲めの呈示をしなくては償還請求権を失ふ、只支拂拒絶證書作成免除の記載ある手形は一應支拂の爲めの呈示があつたものと推定されるのである。

一一 複本たるべきことを示すべき文字

爲替手形の複本には複本たることを記載しなければならぬ。若し複本たることを記載しないと、其の各通が獨立した手形として效力を生じ、これに署名したものは

各通毎に手形上の責任を負はなければならぬ。

第三 手形上の效力を生じない記載事項

以上述べた事項は、何れもこれを手形に記載すると手形上の権利義務に影響を及ぼす事項であるが、以上述べた必要文句、任意文句以外の事項は、手形に記載するも何等手形上の效力を生じない。例へば、定日拂の手形に支拂又は引受の爲めの呈示期間を記載しても何等の效力を生じない。然し手形上の效力を生じない諸事項と雖も、この事項が當事者間の契約と認められる場合には、契約としての效力を生ずることは勿論で、その契約當事者間に於て抗辯事由となることは云ふまでもない。

手形上の效力を生じない記載事項は、實に多種多様で、その全部を列挙することは甚だ困難であるが、實際取引に於て、屢々記載されてゐるものの内主なるものを擧げると。

一 原因文句

原因文句は振出人が手形振出の原因を示す文句である。例へば『對價受領』の如きは原因文句である。凡そ手形を振出すに何等の原因なくして漫然と振出すことは實際に於ては絶無と云つて良い位であるから、外國では原因文句を必要文句として居る國もある。

二 資金文句

資金文句は支拂人と資金義務者との資金關係を示す文句である。

三 指圖文句

指圖文句と云ふのは『指圖式手形』を發行する場合に指圖式なることを表す文句で『又ハ其ノ指圖人ニ』云々の文句を指す。手形は當然指圖證券であるから、指圖文句の有無に拘はらず裏書に依つて讓渡することが出来るのである。

四 受戻文句

受戻文句と云ふのは『此手形ト引換』云々の文句である。手形は受戻文句の有無

に拘はらず、當然引換に支拂はれるべきものである。

五 管轄文句

近頃手形に裁判管轄に就ての文句の記載あるものを屢々見受ける。即ち『此ノ手形ノ訴訟ニツイテハ手形所持人ノ住所地ヲ管轄スル裁判所ニ提起スルコトニ合意ス』と云ふ様な文句を記載し、手形所持人が訴訟上の便宜を得んとしてゐる。これも單に契約の當事者間に效力を有するだけである。

第四 手形の效力を害する記載事項

以上の外これを記載すると却て手形の效力を破壊する事項がある。例へば、振出人が手形上の責任を負はぬ旨を記載すると、手形の本質に反するから手形が無効となり、又手形所持人に反對給付を命じ、或は支拂に條件を附することを記載すると手形が無効となる。

二 裏面の説明

裏面は裏書である。この雛形は譲渡裏書の極く普通のものを示した。裏書はその目的の方面から見て（一）譲渡裏書と（二）取立委任の裏書の二種となる。譲渡裏書はその名の示す如く手形を譲渡する場合の裏書で、取立委任の裏書はその名の示す如く単に手形金の取立を委任するに過ぎぬから、取立委任の裏書に依つては手形の権利を移轉する效力を生ぜぬ。

又裏書はその方式の方面から見て（一）記名式裏書と（二）無記名式裏書となる。記名式裏書は被裏書人の氏名又は商號を記載した裏書で、無記名式裏書は被裏書人の氏名又は商號を記載せず白地の儘とした裏書である。この二種の方式は譲渡裏書、取立委任の裏書の何れにも使用することが出来る。

第一 記名式裏書の方式

裏書は各種の裏書共に手形又はその謄本又は手形の補箋にするのである。記名式裏書は左の事項を記載しなければならぬ。この中一つを缺いても無効である。

一 被裏書人の氏名又は商號

雛形の丁野權郎は被裏書人である。被裏書人の氏名又は商號は公簿上の名稱と一致しなくても良い。被裏書人の氏名又は商號はその記載を缺いても、單に記名式裏書として無効なだけで、無記名式裏書として裏書の效力がある。

二 裏書の年月日

裏書の年月日が必ずしも事實と一致しなくても良いことは、振出の年月日と同様である。例へば、十月一日にした裏書の日附が、十月十日となつてゐても有効である。然しその年月日が十一月三十一日と云ふ如き曆にない日附であつたり、振出の日附より前の日附では裏書が無効となる。

三 裏書人の署名

裏書人の署名の方法は、振出人の署名の場合と同様であるから、振出人の署名の所を参照されたい。

第二 無記名式裏書的方式

無記名式裏書は裏書人の署名だけした裏書である。然し署名以外に裏書の年月日、指圖文句等の記載があつても、被裏書人の記載がなければ總て無記名式裏書である。無記名式裏書ある手形の所持人は、次の様な権利を有する。

- 一 自分を更に被裏書人とする事が出来る。
- 二 自分を被裏書人とせずして手形の権利を行ふことが出来る。
- 三 手形の交付のみに依つて更に手形を譲渡することが出来る。
- 四 自分を被裏書人として更に記名式又は無記名式何れの裏書でもすることが出来る。
- 五 自分を被裏書人とせずして更に記名式又は無記名式何れの裏書でもすることが出来る。

出来る。

- 六 裏書の年月日を記入することが出来る。

第三 裏書の任意文句

裏書に於ても裏書の效力には影響はないが、これを記載すると手形上の效力を生ずる事項がある。これを裏書の任意文句として茲に説明する。裏書の任意文句は左の五種である。

一 無擔保文句

裏書人は裏書をするに際して手形上の責任を負はぬ旨を記載することが出来る。この文句を無擔保文句と云ひ、無擔保文句を記載した裏書を『無擔保裏書』と云ふ。無擔保裏書をした裏書人は後者全員に對して手形上の責任を負はぬ。即ち後者から擔保の請求や償還の請求を受けてもこれに應ずる義務はない。

二 裏書の禁止

裏書人は裏書をするに際し爾後裏書を禁止する旨を記載することが出来る。この記載ある裏書を『禁轉裏書』と云ふ。禁轉裏書の裏書人は被裏書人の後者に對して手形上の裏任を負はぬ。併し被裏書人に對しては一般裏書人と同様の責任を負はなければならぬから、此の點が無擔保裏書とは違ふのである。又禁轉裏書は振出人の記載する裏書禁止と違ひ、手形の裏書性を剝奪し、これを指名證券たらしめる効力はなく、その手形はやはり指圖證券として裏書に依つて讓渡することが出来る。只裏書人は被裏書人の後者に對して責任を負はぬだけである。

三 裏書地

裏書人は裏書をするに際し裏書地を記載することが出来る。裏書地の記載ある手形の所持人は、償還請求の場合に、その裏書人に對して償還請求の通知を發しないと、通知不發に因る損害賠償の義務を負ひ、又利息及費用の請求權を失ふ。裏書地の記載方については別に制限はない。裏書人の肩書地の記載あるときは、これを裏

書地と見られる。

四 支拂拒絶證書作成の免除

裏書人は裏書をするに際して、支拂拒絶證書の作成を免除する旨を記載することが出来る。この記載の効力は振出人が記載した場合と同様である。

五 豫備支拂人

裏書人は裏書をするに際して、豫備支拂人を記載することが出来る。豫備支拂人は支拂地に居住するものでなくてはならぬこと、其他總て振出人が記載する場合と同様である。

第四 手形上の效力を生じない記載事項

以上述べた以外の文句を記載するも何等手形上の效力を生じない。例へば、指圖文句や呈示文句等を記載しても何等の效力を生じない。指圖文句はこれを記載しなくても手形は當然指圖證券であり、呈示文句はこれを記載しなくても手形は當然引換に支

拂はるべきものである。

第五 裏書の效力を破壊する記載事項

裏書の本質に反し、又は裏書の要件を破壊する様な文句を記載すると、これが爲め却つて裏書が無効となる。例へば、條件付裏書は裏書を無効とする。

約束手形の雛形及其の解明

面 表

| |
|-----------------------|
| 第一號 |
| 印紙 約束手形 |
| 一金五千圓也 |
| 右金額貴殿又ハ貴殿ノ指圖人へ御支拂可申候也 |
| 振出地 東京市 |
| 支拂期日 昭和四年十二月一日 |
| 支拂場所 株式会社東京銀行 |
| 昭和四年十月一日 |
| 東京市神田區鍛冶町一番地 |
| 乙野次郎 |
| 甲野太郎 |

面 裏

| | | | |
|---|-------------------------------------|-------------------------------------|----------------------------------|
| 表面ノ金額 丙野三郎殿又ハ同人指圖人へ御支拂可被成候也 昭和四年十月十日 甲野太郎 | 表面ノ金額 殿又ハ同人指圖人へ御支拂可被成候也 昭和 年 月 日 | 表面ノ金額 殿又ハ同人指圖人へ御支拂可被成候也 昭和 年 月 日 | 表面ノ金額正ニ受取候也 昭和四年十二月一日 丙野三郎 |
|---|-------------------------------------|-------------------------------------|----------------------------------|

三 表面の説明

第一 必用文句

一 約束手形たることを示すべき文字

これは約束手形の手形文句である。他の手形と區別するためにこれを必要としたのである。その記載についても別に制限はない。約束手形たることを認め得る程度に記載すれば良い。普通には『約束手形』と書く。

二 一定の金額

爲替手形と同様である。

三 受取人の氏名又は商號

爲替手形と同様である。但し、約束手形には振出人を受取人とする自己指圖のものを認めぬ。

四 單純なる支拂の約束

約束手形は振出人が手形金を支拂ふことを約束するのであるから、支拂を約束する文句を必要としたことは、爲替手形に支拂委託文句を必要としたのと同じ趣旨である。一般に使用される文句は『右金額貴殿又ハ貴殿ノ指圖人へ相違ナク御支拂可申候也』とされてゐる。支拂の約束が單純でなければならぬ事、支拂に條件を付してはならぬ事等總て爲替手形と同様である。

五 振出の年月日

爲替手形と同様である。

六 一定の満期日

一定の満期日の記載も爲替手形と同様である。只『一覽後確定せる期間を経過したる日』を満期日とする所謂『一覽後定期拂手形』に於て、満期日計算の起算點となる一覽の日の意味が違つてゐる。『一覽後定期拂手形』の一覽の日は、爲替手形に

於ては引受の爲めの呈示をした日であるが、約束手形に於ては引受の制度がないから引受の爲めの呈示がない。故に、約束手形に於ては一覽の爲めの呈示をしなければならぬ。即ち『一覽後定期拂手形』の所持人は振出の日附から一年以内に、但し、振出人がこれより短かい呈示期間を定めて記載したときはその期間内に、振出人に對して一覽の爲めに手形を呈示しなければならぬ。若し手形所持人が右期間内に一覽の爲めの呈示をしたことを、拒絶證書に依つて證明しないと、振出人以外の前者に對する権利を失ふ。又假令手形所持人が其期間内に一覽の爲めの呈示をしても、振出人が呈示を受けた旨又は其の日附を手形に記載しないときは、やはり拒絶證書を作成させないと、振出人以外の前者に對する権利を失ふ。『一覽後定期拂手形』の満期日の起算點となる日は

イ 振出人が呈示を受けた旨及其の日附を記載したときは其の日

ロ 振出人が呈示を受けた旨及日附を記載しないときは拒絶證書作成の日

ハ 呈示を受けた旨を記載するも、その日附を記載しない場合に、拒絶證書を作成させたときは其の作成の日

ニ 呈示を受けた旨を記載するも、其の日附を記載しない場合に於て、拒絶證書を作成させなかつたときは呈示期間の末日。

手形所持人が手形を呈示せず又拒絶證書を作成させない場合でも、振出人は債務を免れることは出来ぬ。

七 振出地

爲替手形に於ては振出地は任意文句となつて居るが、約束手形に於ては振出地は必要文句となつてゐる。振出地の記載方は爲替手形の支拂地の記載方と同様地域を記載するのである。支拂地の記載は約束手形では任意文句となつてゐるが、若し約束手形に支拂地の記載がないときは振出地を支拂地と見られる。又振出地はこれを振出人の營業所又は住所の所在地と看做される。振出人が數人あるときはその振出

地は皆同一でなくてはならぬ。

八 振出人の署名

爲替手形と同様である。

第二 任意文句

約束手形の任意文句は左の七種である。これ等の記載方法及効力等は總て爲替手形と同様である。約束手形では振出人は豫備支拂人を記載することは出来ぬ。従つて振出人が豫備支拂人を記載するも何等の効力を生じない。併し裏書人は豫備支拂人を記載することが出来る。

一 支拂擔當者

二 支拂の場所

三 裏書の禁止

四 一覽後定期拂手形の一覽の爲めにする呈示期間

五 一覽拂手形の呈示期間

六 支拂地

七 支拂拒絶證書作成の免除

第三 手形上の効力を生じない記載事項
爲替手形と同様である。

第四 手形の効力を破壊する記載事項
爲替手形と同様である。

四 裏面の説明

裏書の記載方、必要文句、任意文句、手形上の効力を生じない記載事項、手形上の効力を破壊する記載事項等總て爲替手形と同様である。只約束手形には謄本の制度がないから裏書を謄本にすることは出来ぬ。

小切手の雛形及其の解明

面 表

Z1
小切手
一金五千圓也
右金額此小切手持參人へ御支拂可
被成候也
昭和四年十月一日
甲野太郎
東京市麴町區麴町一番地
株式會社東京銀行御中

面 裏

表記ノ金額正ニ受取候也
昭和四年十月二日
東京市四谷區三光町三番地
乙野次郎

五表面の説明

第一 必要文句

小切手の必要文句は左の八種である。小切手は法律上當然一覽拂のもので満期日の記載を必要としない。假令満期日を記載するも、その記載は無効でその記載に拘はらず一覽拂となる。

一 小切手たることを示すべき文字

これは小切手の手形文句である。普通『小切手』と記載されてゐる。記載方法等總て爲替手形の手形文句と同様である。

二 一定の金額

爲替手形と同様である。

三 支拂人の氏名又は商號

小切手の支拂人となるものは實際に於ては殆ど銀行で、銀行以外の者を支拂人とすることは稀有のことである。然し法律上は何等制限がないから何人を支拂人とするも差支ない。また振出人が支拂人となることも出来る。これを『自己宛小切手』と言ふ。其他總て爲替手形と同様である。

四 受取人の氏名又は商號又は所持人に支拂ふべきこと。

受取人の記載についても爲替手形と同様である。受取人の氏名又は商號のみを記載した小切手は記名式の小切手で、裏書禁止の記載がない限り裏書に依つて譲渡することが出来る。受取人を記載せず所持人に支拂ふことを記載した小切手は即ち無記名式小切手である。受取人を記載し尙小切手の持参人にも支拂ふ旨を記載した小切手は記名持参人拂式小切手である。無記名式小切手又は記名持参人拂式小切手は、爲替手形と異なり金額に制限なく發行することが出来る。

五 單純なる支拂の委託

これは委託文句である。總て爲替手形と同様である。

六 振出の年月日

爲替手形と同様である。

七 支拂地

爲替手形と同様である。

八 振出人の署名

爲替手形と同様である。

第二 任意文句

小切手の任意文句は左の四種である。これ等の記載方法及效力等は總て爲替手形と同様である。小切手には豫備支拂人、支拂擔當者、支拂場所等は記載出来ぬこととなつて居る。従てこれを記載するも何等の效力を生じない。小切手は主として銀行を支拂人とするから、實際上殆ど必要がないからこれを除外したのである。

- 一 振出地
- 二 支拂人の氏名又は商號に附記したる地
- 三 裏書の禁止
- 四 支拂拒絶證書作成の免除
- 第三 手形上の效力を生じない記載事項
爲替手形と同様である。
- 第四 手形上の效力を破壊する記載事項
爲替手形と同様である。

六 裏面の説明

この雛形は一般に行はれて居る無記名式小切手又は、記名持参人拂式小切手を示したのであるが、小切手も亦他の手形と同様記名式として發行することが出来る。記名

式で發行した場合には、又他の手形と同様、裏書に依つて讓渡することが出来る。記名式小切手の裏書の仕方、その必要文句、任意文句等總て爲替手形と同様である。只小切手には(一)戻裏書がなく(二)裏書人も豫備支拂人を記載することが出来る(三)謄本の制度がないから謄本に裏書することが出来る(四)引受の制度がないから裏書人は小切手不渡の場合償還の義務を負ふだけで擔保の義務を負はぬ點等が爲替手形と異なる。

各種手形の書き方

七 無記名式手形の書き方

第一號



約束手形

一金五千圓也

×右金額此手形持参人ニ御支拂可申候也

振出地 東京市

支拂期日 昭和四年十二月一日

支拂場所 株式会社東京銀行
大傳馬町支店

昭和四年十月一日

東京市神田區鍛冶町一番地

甲野太郎

適用範圍 爲替手形、約束手形、小切手

(説明)

これは約束手形でその書き方を示した。爲替手形及小切手では支拂委託の文句が「右金額此手形(小切手)持参人ニ御支拂可被成候也」となる。

無記名式手形は、爲替手形と約束手形は金額三十圓以上のものに限り發行することを許され、小切手は金額に制限なく發行する事を許されてゐる。無記名式手形は手形の交付のみに依つて讓渡される。

八 記名持参人拂式手形の書き方

第一號



約束手形

一金五千圓也

×右金額貴殿又ハ貴殿ノ指圖人又ハ此手形持参人ニ御支拂可申候也

振出地 東京市

支拂期日 昭和四年十二月一日

支拂場所 株式会社東京銀行
大傳馬町支店

昭和四年十月一日

東京市神田區鍛冶町一番地

甲野太郎

乙野次郎殿

適用範圍 爲替手形、約束手形、小切手

(説明)

これは約束手形でその書き方を示した。爲替手形及小切手では支拂委託の文句が「右金額甲野太郎殿又ハ其ノ指圖人又ハ此手形(小切手)持参人ニ御支拂可被成候也」となる。記名持参人拂式手形は無記名式手形とは違ふが法律上無記名式手形と同様に取扱はれる。即ち、爲替手形と約束手形は金額三十圓以上のものに限り發行すること。許され、小切手は金額に制限なく發行することを許されて居る、又手形の交付のみに依て讓渡される。

九 日附後定期拂手形の書き方

第一號

印紙 約束手形

一金五千圓也
右金額貴殿又ハ貴殿ノ指圖人へ御
支拂可申候也

振出地 東京市

×支拂期日 日附後一週間ヲ經過シ
タル日

支拂場所 株式会社東京銀行
大傳馬町支店

昭和四年十月一日

東京市神田區鍛冶町一番地

甲野太郎

乙野次郎殿

適用範圍 爲替手形 約束手形

(説明)

この満期日を有する手形は爲替手形と約束手形だけで小切手にはない。日附と云ふのは振出の日附のこと、経過したる日と云ふのは期間の末日のこと、この手形で云へば昭和四年十月八日が支拂期日となる。

一〇 一覽拂手形の書き方(其の一)

第一號

印紙 約束手形

一金五千圓也
右金額貴殿又ハ貴殿ノ指圖人へ御
支拂可申候也

振出地 東京市

×支拂期日 一覽ノ日

支拂場所 株式会社東京銀行
大傳馬町支店

昭和四年十月一日

東京市神田區鍛冶町一番地

甲野太郎

乙野次郎殿

適用範圍 爲替手形、約束手形、小切手

(説明)

一覽の日は『一覽拂』と書いても良い。一覽の日と云ふのは支拂の爲めに手形を呈示した日のことである。即ち手形を呈示して支拂を求めた日が支拂期日となるのである。支拂の爲めの呈示は、爲替手形と約束手形は振出の日附から一年以内、小切手は十日以内になくはならぬ。従て右期間内に呈示したことを支拂拒絶證書に依て證明しないと、前者に對する権利を失ふ。

一一 一覽拂手形の書き方(其の二)

第一號

印紙 約束手形

一金五千圓也

右金額貴殿又ハ貴殿ノ指圖人へ御
支拂可申候也

振出地 東京市

支拂場所 株式會社東京銀行
大傳馬町支店

昭和四年十月一日

東京市神田區鍛冶町一番地

甲野太郎

乙野次郎殿

適用範圍 爲替手形、約束手形、小切手

(説明)

これは支拂期日について全然記載しないものである。一覽拂手形は寧ろ多く此の形式に依つて振出されて居る。

一二 一覽後定期拂手形の書き方

第一號

印紙 約束手形

一金五千圓也

右金額貴殿又ハ貴殿ノ指圖人ニ御
支拂可申候也

×支拂期日 一覽後一週間ヲ經
過シタル日

振出地 東京市

支拂場所 株式會社東京銀行
大傳馬町支店

昭和四年十月一日

東京市神田區鍛冶町一番地

甲野太郎

乙野次郎殿

適用範圍 爲替手形、約束手形

(説明)

一覽後定期拂手形は爲替手形と約束手形にあるだけで小切手にはない。この手形は一覽の日から一定期間を経過した日が支拂期日となるのである。一覽の日と云ふのは、爲替手形では引受を求むる爲め手形を呈示した日、約束手形では一覽の爲めに手形を呈示した日である。引受の爲め又は一覽の爲めの呈示は、振出の日附から一年以内になければならぬ。一年以内に呈示したことを拒絶證書に依つて證明せぬと、前者に對する權利を失ふ。

一三 支拂地の書き方(其の一)

第一號

印紙 爲替手形

一金五千圓也

右金額甲野太郎殿又ハ同人指圖人

へ御支拂可被成候也

×支拂地 東京市

支拂期日 昭和四月十二月一日

昭和四年十月一日

乙野次郎

東京市四谷區花園町一番地

丙野三郎殿

昭和四年十月一日

支拂場所 株式会社東京銀行
大傳馬町支店

受引 丙野三郎

適用範圍 爲替手形 小切手

(説明)

支拂地を必要文句とする手形は、爲替手形と小切手である。支拂地は市、町、村、又は之に該當すべき北海道若くは沖繩縣の區の如き地域(即ち最小行政区劃)を記載するのである。故に『東京府』と記載しては無効であるが『東京市』と記載するは有効である。然し單に『日本橋區』と記載するは無効である。

一四 支拂地の書き方(其の二)

Z₁

小切手

一金五千圓也

右金額此小切手持參人へ御渡可被

成候也

昭和四年十月一日

甲野太郎

×東京市麴町區麴町一番地

株式会社東京銀行御中

適用範圍 爲替手形、小切手

(説明)

支拂地は特に支拂地として記載しない場合には支拂人の肩書地を支拂地と見られる。この小切手は支拂地を書かず、支拂人の肩書地を記載したものである。小切手は大多數はこの形式に依つて振出されてゐる。

一五 豫備支拂人の書き方(振出人が書く場合)

第一號

印紙 爲替手形

一金五千圓也
右金額甲野太郎殿又ハ同人指圖人
へ御支拂可被成候也
支拂地 東京市
支拂期日 昭和四年十二月一日
昭和四年十月一日
乙野次郎
東京市日本橋區室町一番地
支拂人 丙野三郎殿
東京市日本橋區室町三番地
×豫備支拂人 丁野權郎殿

受引
昭和四年十月一日
支拂場所 株式會社東京銀行
大傳馬町支店
丙野三郎

適用範圍 爲替手形

(説明)

振出人が豫備支拂人を記載し得る手形は爲替手形
だけである。豫備支拂人は支拂地に居住する者で
なくてはならぬ。従て豫備支拂人を記載するには
必ず住所地を附記しなければならぬ。豫備支拂人
の記載ある手形の所持人は、引受が拒絶された場
合には、支拂拒絶證書作成期間(満期日及其ノ後
ノ二日)内に豫備支拂人に對して参加引受を求め
たことを、拒絶證書に依つて證明せぬと擔保の請
求權を失ふ。又手形不渡の場合には、右期間内に
豫備支拂人に参加支拂を求めた事を、拒絶證書に
依つて證明せぬと償還の請求權を失ふ。

一六 豫備支拂人の書き方(裏書人が書く場合)

| | | | |
|-----------------------------------|-----------------------------------|-----------------------------------|-----------------------------------|
| 表面ノ金額 指圖人へ御支拂可被成候也 昭和 年 月 日 | 表面ノ金額 指圖人へ御支拂可被成候也 昭和 年 月 日 | 表面ノ金額 指圖人へ御支拂可被成候也 昭和 年 月 日 | 表面ノ金額 指圖人へ御支拂可被成候也 昭和 年 月 日 |
|-----------------------------------|-----------------------------------|-----------------------------------|-----------------------------------|

×裏書人ハ左記ノ者ヲ豫備支拂人ト
シテ指定ス
東京市日本橋區室町一番地
宇野二郎

甲野太郎
乙野次郎
丙野三郎
丁野權郎

適用範圍 爲替手形、約束手形

(説明)

裏書人が豫備支拂人を記載し得る手形は、爲替手
形と約束手形だけである。豫備支拂人は支拂地内
に居住する者でなくてはならぬこと及豫備支拂人
記載の效力等は振出人が記載する場合と同様であ
る。

一七 支拂擔當者の書き方(振出人が書く場合)

第一號

印紙 爲替手形

一金五千圓也

右金額甲野太郎殿又ハ同人指圖人

へ御支拂可被成候也

支拂地 東京市

支拂期日 昭和四年十二月一日

×支拂擔當者 東京市日本橋區室町一番地

丁野權郎

昭和四年十月一日

乙野次郎

東京市神田區鍛冶町一番地

丙野三郎殿

適用範圍 爲替手形 約束手形

(説明)

振出人が支拂擔當者を記載し得る手形は爲替手形と約束手形だけである。支拂擔當者は他地拂手形であると同地拂手形であると問はず記載することが出来る。支拂人を支拂擔當者として記載することは出来ぬ。支拂擔當者の記載ある手形の所持人は、満期日及その後の二日以内に、支拂擔當者に手形を呈示して支拂を求めたことを、支拂拒絶證書に依つて證明しないと、前者に對する償還請求權を失ふのみならず、引受人又は約束手形の振出人の如き、手形の主たる債務者に對しても權利を失ふ

一八 支拂擔當者の書き方(支拂人が書く場合)

第一號

印紙 爲替手形

一金五千圓也

右金額甲野太郎殿又ハ同人指圖人

へ御支拂可被成候也

支拂地 東京市

支拂期日 昭和四年十二月一日

昭和四年十月一日

乙野次郎

東京市日本橋區室町一番地

丙野三郎殿

受引 昭和四年十月一日
×支拂擔當者 東京市神田區小川町一番地
丁野權郎
丙野三郎殿

適用範圍 爲替手形

(説明)

支拂人が支拂擔當者を記載し得る手形は爲替手形だけである。支拂人を支拂擔當者として指定し得ぬこと、他地拂手形、同地拂手形の何れにも記載し得ること、その他支拂擔當者記載の效力等は振出人が記載した場合と同様である。

一九 支拂場所の書き方(振出人の書く場合)

適用範囲 爲替手形、約束手形

(説明)

振出人が支拂場所を記載し得る手形は爲替手形と約束手形だけである。支拂場所は支拂地内に在る場所を記載しなくてはならぬ。支拂地外の支拂場所を記載しても無効である。支拂場所は町名番地等を記載しなければならぬ。但し銀行名のみを記載した場合も判例は有効として居る本例は銀行名のみを記載した場合を示した。支拂場所は手形自体に記載しなくてはならぬ。補箋等に記載するも無効である。支拂場所の記載ある手形の所持人は、支拂場所に於て支拂の爲めの呈示をしなければ、支拂の爲めの呈示をしたことにならぬ。

| | |
|-----|--|
| 第一號 | 印紙 [㊦] 爲替手形 |
| 受引 | <p>一金五千圓也 右金額甲野太郎殿又ハ同人指圖人 へ御支拂可被成候也 支拂地 東京市 支拂期日 昭和四年十二月一日 ×支拂場所 株式会社東京銀行 大傳馬町支店 昭和四年十月一日 東京市日本橋區室町番地 乙野次郎[㊦] 丙野三郎[㊦]</p> <p>昭和四年十月一日 支拂場所 東京市神田區鍛冶町一番地 丙野三郎[㊦]</p> |

二〇 支拂場所の書き方(支拂人が書く場合)

適用範囲 爲替手形

(説明)

支拂人が支拂場所を記載し得る手形は爲替手形だけである。支拂場所記載の效力其の他總て振出人が記載する場合と同様である。

| | |
|-----|---|
| 第一號 | 印紙 [㊦] 爲替手形 |
| 受引 | <p>一金五千圓也 右金額甲野太郎殿又ハ同人指圖人 へ御支拂可被成候也 支拂地 東京市 支拂期日 昭和四年十二月一日 昭和四年十月一日 乙野次郎[㊦] 東京市日本橋區室町一番地 丙野三郎[㊦]</p> <p>昭和四年十月一日 ×支拂場所 株式会社東京銀行 大傳馬町支店 丙野三郎[㊦]</p> |

二二 裏書禁止の書き方(振出人が書く場合)

第一號

印紙 爲替手形

一金五千圓也

右金額甲野太郎殿又ハ同人指圖人
へ御支拂可被成候也

支拂地 東京市

支拂期日 昭和四年十二月一日

昭和四年十月一日

乙野次郎殿

東京市日本橋區室町一番地

丙野三郎殿

× 此手形ハ裏書ヲナスコトヲ禁ス

受引

昭和四年十月一日

支拂場所 株式會社東京銀行
大傳馬町支店

丙野三郎殿

適用範圍 爲替手形、約束手形、小切手

(説明)

振出人は裏書を禁止する旨を記載することが出来る。裏書禁止の記載は記名式のものに記載し得るだけで、無記名式のものに對しては記載することは出来ぬ。裏書禁止の記載ある手形は指圖證券たる性質を失ひ、指名證券となるから裏書に依つて譲渡することは出来ぬ。これを譲渡するには民法の規定に従ひ、債務者の承諾を得るか、債務者に對して譲渡の通知をするかしなければならぬ。

二三 裏書禁止の書き方(裏書人の書く場合)

適用範圍 爲替手形、約束手形、小切手

(説明)

裏書人は裏書をするに際し裏書を禁止する旨を記載することが出来る。裏書禁止の旨を記載した裏書人は、被裏書人の後者に對して手形上の責任を負はぬ。然し被裏書人に對しては、責任を負ふ。

表面ノ金額 丁野權郎殿又ハ同人
指圖人へ御支拂可被成候也

昭和四年十月一日

× 此手形ハ爾後裏書ヲナスコトヲ禁ズ

甲野太郎殿

表面ノ金額 殿又ハ同人
指圖人へ御支拂可被成候也

昭和四年十月一日

表面ノ金額 殿又ハ同人
指圖人へ御支拂可被成候也

昭和四年十月一日

表面ノ金額正ニ受取候也

昭和四年十月一日

二三 呈示期間の書き方(一覽後定期拂爲替手形の場合)

適用範圍 爲替手形

(説明)

振出人は一覽後定期拂手形に對して、一年より短かい呈示期間を定めて記載することが出来る。この記載ある爲替手形の所持人は、この呈示期間内に引受の爲めの呈示をしたことを引受拒絶證書に依つて證明しないと、前者に對する手形上の権利を失ふ。

| | |
|--------------------------|---------------------------|
| 第一號 | |
| 印紙 | 爲替手形 |
| 一金五千圓也 | |
| 右金額甲野太郎殿又ハ同人指圖人へ御支拂可被成候也 | |
| 支拂地 | 東京市 |
| 支拂期日 | 一覽後一週間ヲ經過シタル日 |
| × 呈示期間 | 引受ノタメノ呈示期間ハ振出ノ日附ヨリ二ケ月以内トス |
| 昭和四年十月一日 | 乙野次郎殿 |
| 東京市日本橋區室町一番地 | 丙野三郎殿 |
| 受引 | 昭和 年 月 日 |
| 支拂場所 | |

二四 呈示期間の書き方(一覽後定期拂約束手形の場合)

適用範圍 約束手形

(説明)

振出人は一覽後定期拂手形に對して一年より短かい呈示期間を定めて記載することが出来る。この記載ある約束手形の所持人は、この期間内に振出人に對して一覽の爲めの呈示をしたことを拒絶證書に依つて證明しないと、前者に對する手形上の権利を失ふ。

| | |
|-----------------------|---------------------------|
| 第一號 | |
| 印紙 | 約束手形 |
| 一金五千圓也 | |
| 右金額貴殿又ハ貴殿ノ指圖人へ御支拂可申候也 | |
| 振出地 | 東京市 |
| 支拂期日 | 一覽後一週間ヲ經過シタル日 |
| × 呈示期間 | 一覽ノ爲メノ呈示期間ハ振出ノ日附ヨリ二ケ月以内トス |
| 昭和四年十月一日 | 甲野太郎殿 |
| 東京市日本橋區室町一番地 | 乙野次郎殿 |

二五 呈示期間の書き方(一覽拂手形の場合)

| | | |
|-----|----------|--|
| 第一號 | 印紙 爲替手形 | 一金五千圓也 右金額甲野太郎殿又ハ同人指圖人 へ御支拂可被成候也 支拂地 東京市 支拂期日 一覽ノ日 × 呈示期間 支拂ノ爲メニスル呈示 期間ハ振出ノ日附ヨリ 昭和四年十月一日 二ヶ月以内トス 乙野次郎 印 東京市日本橋區室町一番地 丙野三郎 印 |
| 受引 | 昭和四年十月一日 | 支拂 株式會社東京銀行 場所 大馬町支店 丙野三郎 印 |

適用範圍 爲替手形 約束手形
(説明)

振出人は一覽拂手形に對して一年より短かい呈示期間を定めて記載することが出来る。一覽拂手形に呈示期間を記載し得る手形は、爲替手形と約束手形だけである。呈示期間の記載ある一覽拂手形の所持人は、この期間内に支拂の爲め呈示をしたことを拒絶證書に依つて證明しないと前者に對する手形上の權利を失ふ。

二六 引受の爲めの呈示をなすべき旨の書き方

| | | |
|-----|--------------|---|
| 第一號 | 印紙 爲替手形 | 一金五千圓也 右金額甲野太郎又ハ同人指圖人へ 御支拂可被成候也 支拂地 東京市 支拂期日 昭和四年十二月一日 昭和四年十月一日 乙野次郎 印 東京市日本橋區室町一番地 丙野三郎 印 × 此手形ハ引受ヲ求ムル爲メ支拂人 ニ呈示スルコトヲ要ス |
| 受引 | 昭和四年 支拂場所 | 月 日 |

適用範圍 爲替手形
(説明)

振出人は支拂擔當者を記載しない手形に、引受の爲めの呈示をなすべき旨を記載することが出来る。引受の爲めの呈示をなすべき旨を記載し得る手形は爲替手形だけである。この記載ある手形の所持人は引受の爲めの呈示をした事を、引受拒絶證書に依つて證明しないと、前者に對する手形上の權利を失ふ。

二七 支拂拒絶證書作成免除の書き方(振出人が書く場合)

| | |
|------------------------------|--------------------|
| 第一號 | |
| 印紙 | 爲替手形 |
| 一金五千圓也 | |
| 右金額甲野太郎殿又ハ同人指圖人 へ御支拂可被成候也 | |
| 支拂地 | 東京市 |
| 支拂期日 | 昭和四年十二月一日 |
| 支拂期日 | 昭和四年十月一日 |
| 乙野次郎 | 東京市日本橋區室町一番地 |
| 丙野三郎 | 東京市日本橋區室町一番地 |
| × 支拂拒絶證書ノ作成ヲ免除ス | |
| 受引 | 昭和四年十月一日 |
| 支拂場所 | 株式会社東京銀行 大傳馬町支店 |
| 丙野三郎 | 支店 |

適用範圍 爲替手形、約束手形、小切手
(説明)

振出人は支拂拒絶證書作成を免除する旨を記載することが出来る。支拂拒絶證書作成免除の記載ある手形の所持人は、その記載者に對しては支拂拒絶證書を作成させなくても償還請求をすることが出来るが、記載者以外の者に對しては、これを作成させなくては償還請求の権利を失ふ。又支拂拒絶證書作成免除の記載は唯これが作成を免除するだけで、支拂の爲めの呈示をも免除したことになるから、支拂の爲めの呈示がないことを立證されると償還請求権を失ふ。

二八 支拂拒絶證書作成免除の書き方(裏書人が書く場合)

| | |
|-----------------|-----------|
| 表面ノ金額 | 丁野權郎殿又ハ同人 |
| 指圖人へ御支拂可被成候也 | |
| 昭和四年十月二日 | |
| × 支拂拒絶證書ノ作成ヲ免除ス | |
| 甲野太郎 | |
| 表面ノ金額 | 殿又ハ同人 |
| 指圖人へ御支拂可被成候也 | |
| 昭和四年十月二日 | |
| 表面ノ金額 | 殿又ハ同人 |
| 指圖人へ御支拂可被成候也 | |
| 昭和四年十月二日 | |
| 表面ノ金額正ニ受取候也 | |
| 昭和四年十月二日 | |

適用範圍 爲替手形、約束手形、小切手
(説明)

裏書人は裏書をするに際し支拂拒絶證書の作成を免除する旨を記載することが出来る。その記載の效力その他總て振出人が記載する場合と同様である。

二九 記名式讓渡裏書の書き方

| | | |
|---|---|-------------------------|
| 表面ノ金額 指圖人へ御支拂可被成候也 昭和四年十月一日 東京市神田區鍛冶町一番地 甲野太郎 | 表面ノ金額 指圖人へ御支拂可被成候也 昭和四年十月一日 東京市神田區鍛冶町一番地 甲野太郎 | 表面ノ金額正ニ受取候也 昭和 年 月 日 |
|---|---|-------------------------|

適用範圍 爲替手形、約束手形、小切手

(説明)

裏書は手形其のものか、謄本か、補箋かに記載しなくてはならぬ。但し約束手形と小切手には、謄本の制度がないから、謄本に裏書をする事は出来ぬ。

記名式裏書は被裏書人の氏名と裏書の年月日と裏書人の署名とが必要でこの中一つが缺けても記名式裏書とならぬ。裏書人の肩書地は記載しなくても、記名式裏書としての效力に影響はない。

三〇 無記名式讓渡裏書(白地裏書とも言ふ)の書き方

| | | |
|---|---|-------------------------|
| 表面ノ金額 指圖人へ御支拂可被成候也 昭和 年 月 日 東京市神田區鍛冶町一番地 甲野太郎 | 表面ノ金額 指圖人へ御支拂可被成候也 昭和 年 月 日 東京市神田區鍛冶町一番地 甲野太郎 | 表面ノ金額正ニ受取候也 昭和 年 月 日 |
|---|---|-------------------------|

適用範圍 爲替手形、約束手形、小切手

(説明)

無記名式裏書は、被裏書人の氏名又は商號を記載せぬ裏書である。茲に示したものは、年月日の記載がないが、年月日の記載あるも無記名式裏書たることに變りはない。無記名式裏書ある手形の所持人は(一)自分を更にその裏書の被裏書人とすることが出来る。(二)自分を被裏書人とせずして其の手形の権利を行ふことが出来る。(三)手形の交付のみに依つて更に手形を讓渡することが出来る。(四)自分を被裏書人として更に記名式又は無記名式何れの裏書でもすることが出来る。(五)自分を被裏書人とせずして更に記名式又は無記名式何れの裏書でもすることが出来る。(六)裏書の年月日を記入することが出来る。

| | | | |
|--|--|--|-------------------------|
| 表面ノ金額 取立ノ金額取立ノ爲メ丁野権郎殿又 ハ同人指圖人へ御支拂可被成候也 昭和四年十月一日 甲野太郎 | 表面ノ金額 ハ同人指圖人へ御支拂可被成候也 昭和四年十月一日 殿又 | 表面ノ金額 ハ同人指圖人へ御支拂可被成候也 昭和四年十月一日 殿又 | 表面ノ金額正ニ受取候也 昭和四年十月一日 |
|--|--|--|-------------------------|

三二 取立委任裏書の書き方

適用範囲 爲替手形、約束手形、小切手

(説明)

取立委任の裏書は、被裏書人に對して手形金の取立の代理を委任する裏書であるから、被裏書人は更に譲渡裏書をする事は出来ぬが、被裏書人は裏書人の爲めに、手形上の権利を行ふに必要な一切の行爲をすることが出来る。且つ更に取立委任の裏書をすることが出来る。この場合の被裏書人は複代理人である。裏書人は裏書を抹消し又は抹消せずして手形上の権利を行ふことが出来る。『表面ノ金額』の文字の下に單に取立委任と書いても良い。

| | | | |
|--|--|--|-------------------------|
| 表面ノ金額 取立ノ金額取立ノ爲メ丁野権郎殿又ハ同人 指圖人へ御支拂可被成候也 昭和四年十月一日 東京市神田區鍛冶町一番地 甲野太郎 | 表面ノ金額 取立ノ金額取立ノ爲メ丁野権郎殿又ハ同人 指圖人へ御支拂可被成候也 昭和四年十月一日 東京市神田區鍛冶町一番地 甲野太郎 | 表面ノ金額 取立ノ金額取立ノ爲メ丁野権郎殿又ハ同人 指圖人へ御支拂可被成候也 昭和四年十月一日 東京市神田區鍛冶町一番地 甲野太郎 | 表面ノ金額正ニ受取候也 昭和四年十月一日 |
|--|--|--|-------------------------|

三二 無擔保裏書の書き方

適用範囲 爲替手形、約束手形、小切手

(説明)

裏書人は裏書をするに際して手形上の責任を負はぬ旨を記載することが出来る、この記載ある裏書を無擔保裏書と云ふ。無擔保裏書の裏書人は後者全員に對して手形上の責任を負はぬ。然し無擔保裏書は手形の裏書性を失はしめる効力はないから被裏書人は更に裏書をする事が出来、且つ無擔保裏書以外の裏書人の責任については何等の影響を及ぼさぬ。

三三 期限後の裏書の書き方

| | |
|------------------------------|----------|
| 第一號 | 印紙 爲替手形 |
| 一金五千圓也 | |
| 右金額甲野太郎殿又ハ同人指圖人 へ御支拂可被成候也 | |
| 支拂地 東京市 | |
| * 支拂期日 昭和四年十二月一日 | |
| 昭和四年十月一日 | |
| 乙野次郎 殿 | |
| 東京市日本橋區室町一番地 | |
| 丙野三郎 殿 | |
| 受引 | 昭和四年十月一日 |
| 支拂場所 大傳馬町支店 | 株式会社東京銀行 |
| | 丙野三郎 殿 |

| | |
|--|--------|
| 表面ノ金額 丁野權郎殿又ハ同人 指圖人へ御支拂可被成候也 * 昭和四年十二月十日 | 甲野太郎 殿 |
| 表面ノ金額 殿又ハ同人 指圖人へ御支拂可被成候也 | |
| 昭和 年 月 日 | |
| 表面ノ金額 殿又ハ同人 指圖人へ御支拂可被成候也 | |
| 昭和 年 月 日 | |
| 表面ノ金額正ニ受取候也 | |
| 昭和 年 月 日 | |

適用範圍 爲替手形、約束手形、小切手

(説明)

期限後の裏書は支拂拒絶證書作成期間(満期日及其後の二日)経過後の裏書である。支拂拒絶證書作成期間を経過すると手形はその流通の機能を終つたことになるから、期限後の裏書と期限前の裏書とはその権利義務に差異を生ずる。即ち期限後の裏書は

被裏書人の権利 被裏書人は裏書人の有する権利のみを取得する。従つて(一)若し裏書人が権利の保全手續を怠つて居れば裏書人は前者に對する権利を失ふから、被裏書人も前者に對して権利がないことになる。(二)裏書人の権利に瑕疵があれば被裏書人の意思に拘はらず當然其の瑕疵を承継する。(三)手形上の権利のないものから手形の裏書交付を受けたときは被裏書人は假令善意無過失であつても手形上の権利を取得することは出来ぬ。

裏書人の義務 裏書人は手形上の責任を負はぬ従つて(一)既に支拂拒絶證書の作成してある場合には被裏書人は期限前の裏書人及び其の前者に對してだけ償還の請求が出来(二)支拂拒絶證書の作成してない場合には償還の請求権なく(三)引受もなく権利保全の手續もしてない場合には被裏書人は約束手形の振出人に對する外全然手形上の権利がないこととなる。

三四 戻裏書の書き方 (爲替手形の振出人が被裏書人となる場合)

| | |
|------------------------------|---|
| 第一號 | 印紙 爲替手形 |
| 一金五千圓也 | |
| 右金額甲野太郎殿又ハ同人指圖人 へ御支拂可被成候也 | |
| 支拂地 東京市 | |
| 支拂期日 昭和四年十二月一日 | |
| 昭和四年十月一日 | |
| × 乙野次郎殿 | |
| 東京市日本橋區室町一番地 | |
| 丙野三郎殿 | |
| 受引 | 昭和四年十月一日 支拂 株式會社東京銀行 場所 大傳馬町支店 丙野三郎殿 |

| | | |
|-----------------------------------|----------|-----------------------|
| 表面ノ金額 × 乙野次郎殿又ハ同人 指圖人へ御支拂可被成候也 | 昭和四年十月一日 | 東京市神田區鍛冶町一番地 甲野太郎殿 |
| 表面ノ金額 指圖人へ御支拂可被成候也 | 昭和四年 | 殿又ハ同人 |
| 表面ノ金額正ニ受取候也 | 昭和 年 月 日 | |

適用範圍 爲替手形

(説明)

戻裏書は一名逆裏書とも云ふ。即ち振出人、引受人、裏書人又はこれ等の者の保證人等既に手形上の債務を負擔してゐる者に對して更になす裏書である。戻裏書の出来る手形は爲替手形と約束手形だけである、戻裏書の場合の被裏書人は、既に手形上の義務を負擔して居るから、普通の場合の裏書とは違ひ、自らその權利に制限を受ける。即ち爲替手形の振出人が被裏書人となつた場合には、被裏書人は手形上の權利を取得するけれども、受取人から戻裏書の裏書人に至る迄の者に對しては擔保又は償還請求の權利がない。これ等の者は皆自己に對する權利者だからである。故に被裏書人は、引受人、參加引受人、その保證人に對してのみ權利を行ふことが出来るのである。尙被裏書人は更に裏書することが出来る。

三五 戻裏書の書き方(約束手形の振出人が被裏書人となる場合)

第一號

印紙 約束手形

一金五千圓也

右金額貴殿又ハ貴殿ノ指圖人へ御支拂可申候也

振出地 東京市

支拂期日 昭和四年十二月一日

昭和四年十月一日

東京市神田區鍛冶町一番地

× 乙野次郎

甲野太郎殿

| | | | |
|-----------------------|-----------------------|-----------------------|-----------------------|
| 表面ノ金額 指圖人へ御支拂可被成候也 | 表面ノ金額 指圖人へ御支拂可被成候也 | 表面ノ金額 指圖人へ御支拂可被成候也 | 表面ノ金額 指圖人へ御支拂可被成候也 |
| 昭和四年十月一日 | 昭和四年十月一日 | 昭和四年十月一日 | 昭和四年十月一日 |
| 東京市神田區鍛冶町一番地 | 東京市神田區鍛冶町一番地 | 東京市神田區鍛冶町一番地 | 東京市神田區鍛冶町一番地 |
| 甲野太郎殿 | 甲野太郎殿 | 甲野太郎殿 | 甲野太郎殿 |

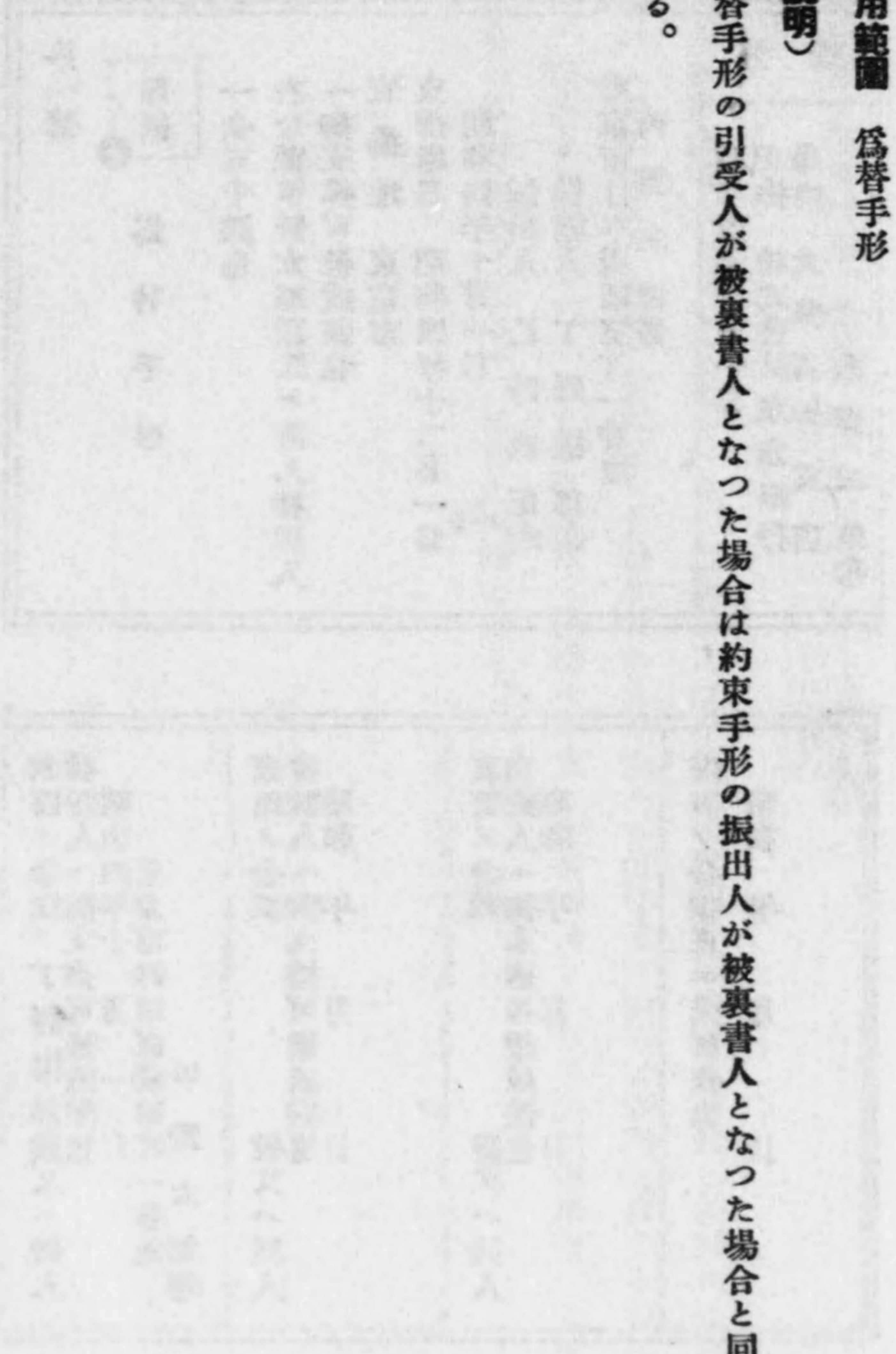
適用範圍 約束手形

(説明)

約束手形の振出人が被裏書人となつた場合も、被裏書人は手形上の権利を取得する。然し約束手形の振出人は手形の主たる債務者として、手形関係者の全員に對して手形金支拂の義務を負担してゐるから、假令手形上の権利を取得しても、他の手形債務者に對して手形上の権利を行ふことは出来ぬ。故に被裏書人は只手形の所有権を取得したと言ふだけのことに過ぎぬ。

被裏書人は更に裏書をする事が出来る。この場合の裏書の効力は普通の裏書の場合と同様である。而し満期日後は手形は其の活動を終息したことになるから、手形の主たる債務者の地位にある振出人の債權債務は、一般の理論通り混同に依つて消滅し、其の後は更に裏書することは出来ぬ。

適用範囲 爲替手形
(説明)
 爲替手形の引受人が被裏書人となつた場合は約束手形の振出人が被裏書人となつた場合と同様である。



三六 戻裏書の書き方(引受人が被裏書人となる場合)

| | | | | | | | | | | | |
|-----|---------|--------|------------------------------|---------|----------------|----------|----------------|--------------|----|----------|-----------------------------------|
| 第一號 | 印紙 爲替手形 | 一金五千圓也 | 右金額甲野太郎殿又ハ同人指圖人 へ御支拂可被成候也 | 支拂地 東京市 | 支拂期日 昭和四年十二月一日 | 昭和四年十月一日 | 乙野次郎殿 丙野三郎殿 | 東京市日本橋區室町一番地 | 受引 | 昭和四年十月一日 | 支拂株式會社東京銀行 場所 大傳馬町支店 ×丙野三郎殿 |
|-----|---------|--------|------------------------------|---------|----------------|----------|----------------|--------------|----|----------|-----------------------------------|

| | | | | | | | |
|-----------------------|----------|-----------------------|-----------------------|----------|-------|-------------|----------|
| 表面ノ金額 指圖人へ御支拂可被成候也 | 昭和四年十月一日 | 東京市神田區鍛冶町一番地 甲野太郎殿 | 表面ノ金額 指圖人へ御支拂可被成候也 | 昭和四年十月一日 | 殿又ハ同人 | 表面ノ金額正ニ受取候也 | 昭和四年 月 日 |
|-----------------------|----------|-----------------------|-----------------------|----------|-------|-------------|----------|